

第2期

ひょうご教育創造プラン
(兵庫県教育基本計画)

平成26年度実施計画



平成26年3月

兵 庫 県

第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」の基本理念「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」の実現に向け、第2期プランに掲げる4つの「基本方針」に沿って、計画期間（平成26～30年度）に取り組む教育施策及び指標、平成26年度に取り組む具体的取組等を「平成26年度実施計画」として取りまとめました。

今後、本実施計画に基づき具体的施策に取り組むとともに、毎年度その検証を行いつつ次年度実施計画への反映を図るなど、教育施策の充実に努め、第2期プランの基本理念の実現をめざしてまいります。

〔第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」の概要〕

策定の趣旨 第1期プランの成果と課題を踏まえ、教育基本法の理念の実現を図り、兵庫の教育を一層充実させるため、本県の教育がめざすべき方向性と今後講ずるべき施策等を示す第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定。

（H26.3.3県議会議決）

計画の性格 ・教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画
・家庭教育、学校教育、社会教育・生涯学習、スポーツ等、本県の教育全体に関する計画

計画期間等 ・平成26年度から平成30年度までの5年間
・毎年度、実施計画を定め具体的施策に取り組むとともに、その検証を行いつつ、次年度実施計画に反映

目 次

基本方針 1 自立して未来に挑戦する態度の育成	1
基本的方向 1 社会的自立に向けたキャリア形成の支援	1
基本的方向 2 兵庫型「体験教育」の推進	3
基本的方向 3 グローバル化に対応した教育の推進	5
基本方針 2 「生きる力」を育む教育の推進	8
基本的方向 1 「確かな学力」の育成	8
基本的方向 2 「豊かな心」の育成	12
基本的方向 3 「健やかな体」の育成	17
基本的方向 4 幼児期の教育の充実	20
基本的方向 5 特別支援教育の充実	22
基本的方向 6 私学教育の振興	27
基本的方向 7 高等教育の推進	29
基本方針 3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立	31
基本的方向 1 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	31
基本的方向 2 安全・安心な学習環境の整備	39
基本的方向 3 家庭の教育力の向上	41
基本的方向 4 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進	44
基本方針 4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成	47
基本的方向 1 生涯を通じた学びの機会・場の充実	47
基本的方向 2 文化財の保存・活用	52
基本的方向 3 「スポーツ立県ひょうご」の実現	54
第 2 期「ひょうご教育創造プラン」平成 26 年度実施計画事業体系表	57

基本方針 1 自立して未来に挑戦する態度の育成

変化の激しい時代を生きる子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じてこれからの社会を生き抜いていくためには、子どもたちが、自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要である。その上で、学びの原動力や推進力となる夢や目標をもつこと、それを実現しようとする意欲・態度を身に付けること、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠である。

このため、以下の3つの基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

基本的方向 1 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

【基本的な考え方】

子どもたちが夢や目標をもち、具体的な計画を立て、それに向かって進んでいく力(キャリアプランニング能力)をはじめ、自己理解・自己管理能力、コミュニケーション能力や課題対応能力等、社会的自立に必要な能力を育成することが重要である。

このため、小・中・高それぞれの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む。その際、子どもたちが生涯を見据え、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援する。

〔指 標〕

指標名	現状値(年度)	H30 目標値
将来の夢や目標を実現するために努力している児童生徒の割合(小・中)	小 79.7%(H25)	小 85%
	中 62.2%(H25)	中 67%
将来の生き方や職業について考え、それを実現するために努力している生徒の割合(高)	(H26 調査)	現状値把握のうえ設定
トライやる・ウィークの事前事後指導において、発展学習として進路学習等を行った学校の割合(中)	63.8%(H24)	100%
ものづくり体験館体験学習を実施した学校数(中)	103校(H25)	毎年度100校以上
社会人等による進路講演会等を実施した県立高等学校数(高)	91.3%(H24)	100%
就職希望者のうちインターンシップを行った県立高等学校生徒の割合(高)	53.4%(H24)	100%

施策 1 キャリア形成の支援

取組 1 キャリアプランニング能力の育成

・夢や目標をもち具体的な計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成するため、児童生徒の発達の段階を踏まえ、生涯を通じて学ぶことや働くこと、家庭・地域生活を送ることなど、将来の生き方を理解し、自らが果たすべき役割について考えさせる指導を系統的・継続的に行う。

〔主要事業〕

- 1 小学校教員用「キャリア教育指導資料」の作成（義務教育課）
教育活動全体を通じてキャリア教育を意識した学習の実践に取り組むため、小学校教員用の「キャリア教育指導資料」を作成する。
- 2 中学校「中学生キャリアノート」モデルの作成（義務教育課）
3年間を見通した計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、進路指導資料等の内容を充実させた中学生用の「キャリアノート」モデルを作成する。
- 3 高等学校「高校生キャリアノート」の作成（高校教育課）
普通科等におけるキャリア教育の充実を図るため、総合学科で取り組んでいる「産業社会と人間」の教育実践を踏まえた高校生用の「キャリアノート」を作成する。
- 4 地域キャリア教育支援推進事業（高校教育課）
学校、地域社会、企業・経済団体等が連携したキャリア教育を推進するため、「兵庫県地域キャリア教育支援協議会」を設置し、それぞれの立場からキャリア教育支援について協議するとともに、生徒の状況等に応じたインターンシップの在り方等について研究する。

取組 2 体験活動を通じたキャリア形成の支援

- ・他者と協力・協働して社会に参画する態度や、自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、兵庫型「体験教育」をはじめとする児童生徒の発達の段階に応じた多様な体験活動を通じ、児童生徒のキャリア形成を支援する。

〔主要事業〕

- 1 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進（義務教育課）
地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を、家庭・地域社会との連携のもと実施する。
対 象 全公立中学校・中等教育学校及び市立特別支援学校中学部 2 年生（364 校）
期 間 6月または 11月を中心とする 1 週間
- 2 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～（高校教育課）
地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、3年間を通して生徒が意識を高め、主体的に地域へ参画する活動を教育課程に位置付け実践する。
対 象 全県立高等学校生徒
内 容 地域安全活動・環境保全活動、ふるさと支援活動の企画・運営等
- 3 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～（高校教育課）
社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、すべての生徒を対象に、職場や地域の企業等における就業体験に取り組む。また、県立学校就職開拓等支援員を活用し、インターンシップの受入先企業の開拓等に取り組む。
対 象 全県立高等学校生徒
内 容 事業所等におけるインターンシップ、地域の職業人等による進路講演会等

基本的方向 2 兵庫型「体験教育」の推進

【基本的な考え方】

子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付け、自分の役割を果たす必要性を自覚し、学ぶ意欲や成長する意欲が喚起されるためには、命を大切にする心や思いやりの心を養うなど「心の教育」の充実を図るとともに、体験活動を通じて自ら感じさせ、気付かせることが重要である。

このため、子どもたちの発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を推進し、自然や社会、芸術文化に触れる「本物に出会う感動体験」や、地域の人々等とのかかわりを通じた「絆に気づき、感謝する体験」、「ふるさと意識の醸成を図る体験」等に、県民の参画と協働のもと取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
地域と協働してふるさとの自然のよさに気付く学習プログラムを実施した学校の割合（小）	78.0%（H24）	100%
トライやる・アクション（トライやる・ウィーク実施後の生徒の自発的活動）を実施した学校の割合（中）	56.8%（H24）	80%
ボランティア活動に参加した児童生徒の割合（小・中）	小 31.9%（H25） 中 38.1%（H25）	小 37% 中 43%
高校生ふるさと貢献活動において地域と協働した活動（地域の祭り等の伝統行事や清掃活動等）に参加した生徒の割合（高）	（H26 調査）	現状値把握のうえ設定
自発的に地域活動やボランティア活動（地域の祭り等の伝統行事や清掃活動等：学校行事除く）に参加した生徒の割合（高）	（H26 調査）	現状値把握のうえ設定

施策 1 発達の段階に応じた体験活動の推進

取組 1 発達の段階に応じた体験活動の推進

・豊かな人間性や社会性、学ぶ意欲を喚起し、社会的自立を促すため、試行錯誤の過程において自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方生き方を考え、社会の一員としての自覚を深める兵庫型「体験教育」に、県民の参画と協働のもと体系的に取り組む。

〔主要事業〕

1 環境体験事業（義務教育課）

自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身に付けさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

対 象 全公立小学校3年生（770 校）

実施回数 年間3回以上

2 自然学校の推進（義務教育課）

豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図る。

対 象 全公立小学校5年生(772校)

期 間 原則4泊5日以上

3 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進(義務教育課)【再掲】

地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を、家庭・地域社会との連携のもと実施する。

対 象 全公立中学校・中等教育学校及び市立特別支援学校中学部2年生(364校)

期 間 6月または11月を中心とする1週間

4 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～(義務教育課)

芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、県立芸術文化センターにおいて、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施する。

対 象 全公立中学校1年生(346校:約49,000人)

内 容 佐渡裕芸術監督プロデュースによるショー形式の参加型鑑賞教室

5 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～(高校教育課)【再掲】

地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、3年間を通して生徒が意識を高め、主体的に地域へ参画する活動を教育課程に位置付け実践する。

対 象 全県立高等学校生徒

内 容 地域安全活動・環境保全活動、ふるさと支援活動の企画・運営等

6 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～(高校教育課)【再掲】

社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、すべての生徒を対象に、職場や地域の企業等における就業体験に取り組む。また、県立学校就職開拓等支援員を活用し、インターンシップの受入先企業の開拓等に取り組む。

対 象 全県立高等学校生徒

内 容 事業所等におけるインターンシップ、地域の職業人等による進路講演会等

7 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業(特別支援教育課)

県立特別支援学校幼児児童生徒の自立をめざし、家庭・地域等との連携のもと、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動等を支援する。

対 象 すべての県立・市立特別支援学校(43校)

基本的方向3 グローバル化に対応した教育の推進

【基本的な考え方】

グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティなどを培うことが重要である。

このため、英語をはじめとする外国語教育の充実、国際交流や海外留学の促進等異文化に直接触れる機会の充実を図るとともに、郷土の歴史や文化に触れる機会の充実を図るなど、伝統と文化に関する教育を推進する。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思う児童生徒の割合（小・中）	小 38.0% (H25)	小 43%
	中 29.2% (H25)	中 35%
難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している児童生徒の割合（小・中）	小 72.7% (H25)	小 78%
	中 63.8% (H25)	中 69%
将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思う生徒の割合（高） 〔参考：財団法人日本青少年研究所調査（H23.4）〕 外国へ留学したいと思う高校生の割合 日本 45.9% 米国 53.0% 中国 58.1% 韓国 82.2%	(H26 調査)	現状値把握のうえ設定
英検準2級以上相当の英語力を有する高校3年生の割合（高）	35.5% (H24)	50%
総合的な学習の時間や特別活動で伝統文化活動等を実施した学校の割合（高）	(H26 調査)	現状値把握のうえ設定
副読本「世界と日本」を活用した授業を実施した学校の割合（高）	(H26 調査)	100%

施策1 国際化に対応した教育の推進

取組1 英語をはじめとする外国語教育の充実

- ・外国語を用いた豊かな語学力・コミュニケーション能力を育成するため、外国語指導助手等の活用による英語授業の充実やホームルーム、部活動、学校行事等日常の英語活動等に加え、国のスーパー・グローバル・ハイスクール事業を活用するなど、異文化理解に係る教育のさらなる充実を図る。

〔主要事業〕

- 1 グローバル・イングリッシュ・プロジェクト（高校教育課）
外国語指導助手（ALT）の配置により英語教育の充実を図る。
配置人数 全県立高等学校 132人（うち32人は国際系学科等に重点配置）
- 2 英語授業の改善（高校教育課）
県立高等学校5校において進めてきた英語授業における指導方法の研究成果を踏まえ、英語4技能（読む、書く、話す、聞く）をバランスよく育成するため、「兵庫版基本CAN-DOリスト」を開発する。

3 スーパー・グローバル・ハイスクール事業（高校教育課）

国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、人文科学・社会科学分野における質の高いカリキュラム開発・実践に取り組む県立高等学校を「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）」として指定する。

4 英語担当教員の指導力向上事業（義務教育課・高校教育課）

(1) 小・中・高等学校の英語教育推進リーダー研修

県全体の英語教育の中心となる教員を国主催の英語教育の推進リーダー研修に派遣する。

(2) 外部専門機関と連携した指導力向上事業

県内各地域において英語教育の推進リーダーとなる教員を養成するため、兵庫教育大学と連携し、実践的な研修を実施する。

取組2 海外留学・国際交流の推進

・異文化体験を通して、将来グローバルに活躍する意欲・態度等を育成するため、高校生の海外留学を促進するとともに、姉妹州省等における高校生等との交流を充実する。

〔主要事業〕

1 海外留学チャレンジプラン（高校教育課）

高校生の海外留学や国際的な職業への関心を喚起するため、世界で活躍する講師による講演会や海外留学への支援を行う。

(1) グローバルリーダー（海外で活躍している民間人等）による講演会の開催

対象校数 県立高等学校 30校

(2) 高校生海外留学の支援

長期留学（1年間）及び短期留学（2週間以上1年未満）に対する支援を行う。

(3) 留学フェアの開催（平成26年10月）

2 国際交流（高校生・教員）推進事業（高校教育課）

姉妹州省での現地高校生等との交流など、文化・価値観の違いを実感できる体験活動プログラムを実施する。

(1) 中国・広東省及び海南省との高校生交流の実施

(2) 西オーストラリア州との教員長期相互派遣（1年間）及び管理職交流の実施

(3) ワシントン州（1年間）への教員長期派遣

(4) タイ王国との管理職交流

3 ロシアハバロフスク地方との交流推進（社会教育課・スポーツ振興課）

コウノトリの野生復帰の取組を契機として、兵庫県と交流関係にあるロシアハバロフスク地方の少年少女との相互交流事業やスポーツ交流事業を実施する。

施策2 伝統・文化に関する教育の推進

取組1 国や郷土の伝統文化、文化芸術に触れる機会の充実

・ふるさと兵庫を愛する態度を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、伝統文化・伝統芸能の体験や地域に根ざした行事への参加等を通して郷土の伝統と文化に親しむ。また、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や芸術文化活動への参加機会を提供する。

〔主要事業〕

1 郷土伝統芸能の継承（高校教育課）

地域の特色と住民の創造性を重視し、ふるさとづくりを推進するとともに、新しい生活文化創造の糧となるよう、県立高等学校において郷土伝統芸能の継承を図る部活動を育成する。

2 伝統文化体験事業の開催（芸術文化課）

伝統ある郷土の文化を後世に伝えていくため、様々な伝統芸能を体験できる「伝統文化体験フェスティバル」を開催するとともに、県公館において「伝統文化体験教室」を実施する。

3 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（義務教育課）【再掲】

芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、県立芸術文化センターにおいて、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施する。

4 ピッコロわくわくステージ（芸術文化課）

県内の中学生を対象に、希望する学校に対してピッコロシアター（大ホール）において、ピッコロ劇団の公演を実施する。

取組2 歴史に関する教育等の充実

- ・日本の歴史や文化に関する教育の充実を図るとともに、異なる文化や歴史を尊重する態度を育成するため、世界史の中で日本の歴史と関連付けて学ぶことのできる教材の活用など、歴史に関する教育の充実を図る。また、宗教についての一般的な教養に関する教育を推進する。

〔主要事業〕

1 高等学校日本の歴史及び文化に係る学習の充実（高校教育課）

世界史の中で日本の歴史と関連付けて学ぶ副読本「世界と日本」（平成25年度作成）を順次授業で使用するとともに、副読本の効果的な活用を図る。

(1) 副読本「世界と日本」を活用した授業等の推進

(2) 副読本「世界と日本」の指導書の作成（指導書作成委員会及び授業実践発表会の開催）

(3) 「科目『日本の文化』」による授業等の全県展開

基本方針 2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちに、心身ともに健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身に付けさせるため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成することが求められている。また、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びの充実を図り、子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸長することが求められている。

このため、以下の7つの基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

基本的方向 1 「確かな学力」の育成

【基本的な考え方】

子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能と、それを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む意欲・態度などの確かな学力を身に付けさせることが重要である。

このため、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上方策、各教科等における「ことばの力」の育成、科学技術の基礎となる理数教育、情報社会を主体的に生きるための情報教育等に取り組む。

〔指 標〕

指標名	現状値	H30 目標値
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果 (小・中)	小国 A 63.3%(国 62.7%) 小国 B 49.9%(国 49.4%) 小算 A 77.4%(国 77.2%) 小算 B 59.2%(国 58.4%) 中国 A 76.8%(国 76.4%) 中国 B 67.0%(国 67.4%) 中数 A 65.9%(国 63.7%) 中数 B 43.8%(国 41.5%) (H25)	全科目 全国平均以上
1か月に3冊以上本を読む児童生徒の割合(教科書 や参考書、漫画や雑誌除く)(小・中・高)	小 47.4%(H25)	小 52%
	中 23.5%(H25)	中 29%
	高 (H26 調査)	高 現状値把握のうえ設定
授業(国、算・数)の内容がよく分かると回答する 児童生徒の割合(小・中)	小国 78.2%小算 78.9% 中国 69.6%中数 68.7% (H25)	小国 83%小算 84% 中国 75%中数 74%
「学校の授業がよく分かる」と感じている生徒の割 合(高)	55.7%(H25)	60%
普段の授業で、はじめに授業の目標(めあて・ねら い)が示されていると思う児童生徒の割合	小 77.6%(H25)	小 85%
	中 50.6%(H25)	中 70%
普段の授業で、最後に学習内容を振り返る活動をよ く行っていると思う児童生徒の割合	小 70.6%(H25)	小 80%
	中 37.9%(H25)	中 55%
家庭など学校での授業以外で平日に1時間以上学 習する児童生徒の割合(小・中)	小 64.6%(H25)	小 70%
	中 67.9%(H25)	中 73%
家庭など学校での授業以外で平日に1時間以上学 習する生徒の割合(高)	50.4%(H25)	55%
探究的活動を取り入れた授業を行っている学校の 割合(高)	(H26 調査)	70%
「ことばの力」に関する教員研修を実施している学 校の割合(小・中)	100%(H25)	全校で継続実施
観察・実験活動充実のための高校教員による研修会 を開催する学校数(小)	43校(H25)	70校
教育の情報化(情報モラル指導等)に関する校内研 修を実施している学校の割合(小・中・高)	42.0%(H24)	100%

施策1 学力向上方策の充実

取組1 小・中学校における児童生徒一人一人の状況等に応じた指導の充実

- ・個に応じた指導の充実を図り、基本的な学習習慣・生活習慣の定着や、基礎学力の向上、中学校への円滑な接続を図るため、小学校1～4年での35人学級編制や小学校5・6年生での「兵庫型教科担任制」、柔軟な少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進する。

〔主要事業〕

1 小・中学校における新学習システムの推進（学事課・義務教育課）

小・中学校において、児童生徒の発達の段階等に応じた教育を進め、多様な能力や個性の伸長を図るため、国の教職員定数改善等を最大限活用し、35人学級編制や柔軟な少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進する。特に、小学校1～4年生では、「基本的な学習習慣、生活習慣の定着」に効果の高い35人学級編制を実施する。

2 「兵庫型教科担任制」の推進（義務教育課・学事課）

小学校5・6年生において、学力向上や小学校から中学校への円滑な接続（小学校：学級担任制 中学校：教科担任制）を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた「兵庫型教科担任制」を実施する。

取組2 全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上対策の推進

- ・小・中学校において、総合的な学力向上対策を推進するため、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、指導方法の工夫改善など効果的な取組を検討し、市町や学校の取組を支援する。

〔主要事業〕

1 ひょうご学力向上推進プロジェクト（義務教育課）

基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度をバランスよく育む総合的な学力向上対策を推進するため、「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、指導方法等について改善を図る。

2 スーパーティーチャー派遣事業（義務教育課）

教員の指導力の向上を図るため、スーパーティーチャー（経験豊富な教員OB及び専門性の高い民間人）を小・中学校へ派遣し、市町・学校の学力向上に係る課題分析、改善方策等の検討など、市町・学校への重点的な支援を行う。

3 確かな学力の育成に係る実践的調査研究（義務教育課）

子どもたちの確かな学力を育成するため、調査研究を実施する。

知識・技能の活用に課題を抱える地域・学校の重点的・包括的支援（2地域）

取組3 高等学校における学力向上対策の推進

- ・高等学校における学力向上を図るため、各校の特色に応じた学力向上プランの実践を支援し、その成果をすべての県立高校に普及する。また、大学の教育資源を活用し、生徒の学習意欲、学力向上を図る。

〔主要事業〕

1 高校学力向上推進プロジェクト（高校教育課）

生徒の実態に即した学習教材の開発、学校設定科目における独自教材の作成など、県立高

等学校 30 校を指定し、各校の特色に応じた学力向上対策を推進する。

2 高大接続推進事業（高校教育課）

京都・大阪・神戸大学との連携包括協定に基づき、県立高等学校 20 校を指定し、大学の教育資源を活用した発展的な学習を通して、生徒の学習意欲、学力向上を図る。

取組 4 土曜日等の教育活動の在り方の研究

・学習習慣の改善を図るため、土曜日や放課後における効果的なプログラム開発、企業人や研究者等多様な地域人材の活用等、土曜日等の教育活動の在り方について研究を行う。

〔主要事業〕

1 土曜日の有効活用モデル推進事業（高校教育課）

学校週 5 日制の趣旨を踏まえながら、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等を活用した高等学校における土曜日の効果的な授業の在り方について研究し、その成果の普及を図る。

2 地域で“ 共育 ”土曜チャレンジ学習事業（社会教育課）

多様な経験や技能をもつ地域の人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日ならではの体系的・継続的なプログラムを実施し、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日の教育活動を実現する。

3 ひょうごがんばりタイム～放課後における補充学習等推進事業～（義務教育課）

放課後に地域人材を活用した「ひょうごがんばりタイム」(補充学習)を実施し、市町及び学校の学力向上に向けた取組を促進する。

施策 2 「ことばの力」の育成

取組 1 「ことばの力」の育成を図る授業改善の促進

・コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である「ことばの力」を育成するため、国語をはじめすべての教科において言語に関する能力を高める学習指導の工夫改善を図る。

〔主要事業〕

1 中学校国語魅力ある授業創造研修（義務教育課）

「記録・要約・説明・論述」などの中学校段階の「ことばの力」を確実に定着させるため、中学校国語科の授業改善の充実を図る教員研修を実施する。

2 言語活動の充実に関する教科別実践研究会（高校教育課）

言語活動の充実に関する実践研究(H24～25)により開発した授業事例集を踏まえ、教科ごとに実践研究を行い、研究成果を全県に普及する。

施策 3 理数教育の充実

取組 1 観察・実験、数学的活動を重視した授業改善等の推進

・理数への興味・関心、学習意欲を高めるため、学校種間の連携や外部の専門家等の活用、研究開発やモデル校の指定による理数教育の活性化、科学技術・理科・数学の知識技能を競う大会の開催等、理数教育の充実に取り組む。

〔主要事業〕

1 小学校算数魅力ある授業づくり実践研究（義務教育課）

数、式、図、表、グラフなどを用いた算数特有の「ことばの力」を育成する学習活動を充実し、授業改善を図るための教員研修を実施する。

2 小学校算数の授業改善の促進（義務教育課）

小学校算数の効果的な授業展開を研究する学校を指定（9校）し、その成果を小・中学校学力向上シンポジウム等を通じ普及する。

3 サイエンス・トライやる事業（義務教育課）

(1) スペシャリストによる特別授業の実施

企業研究者等の先端科学技術に関する専門家を小・中学校（45校程度）に招聘し、実験等の演示による理科・数学の特別授業を実施する。

(2) 県立高等学校教員による観察・実験実技指導の実施

小学校における観察・実験活動の充実を図るため、専門性の高い高等学校教員による研修会等を開催する。

(3) 「数学・理科甲子園ジュニア」の開催（「科学の甲子園ジュニア全国大会」の県予選）

4 理数教育アクションプラン（高校教育課）

(1) 高等学校観察・実験推進モデル校の取組

県立高等学校10校において、近隣校を含めた公開授業、授業研究会の実施や、大学等と連携した観察・実験の講義等を実施する。

(2) 兵庫「咲いテク」事業

国の「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定された県立高校7校の取組の充実を図るとともに、合同発表会や共同研究等を通して、その研究成果を広く普及する。

(3) 「数学・理科甲子園」の開催（「科学の甲子園全国大会」の県予選）

施策4 情報教育の充実

取組1 情報社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成

・発達の段階に応じた情報活用能力を育成するため、ICTの活用による指導方法の工夫改善を図るとともに、すべての教科等でICTを有効に活用する取組を推進する。

〔主要事業〕

1 ひょうごの「教育の情報化」推進事業（教育企画課）

ICTを活用した教育活動や校務の情報化等を統合的に推進できる体制づくりなど、教育の情報化を全県的に推進する。

(1) ひょうごの教育の情報化推進協議会（年2回）

(2) 県警や関係機関等との連携によるネットトラブルから子どもを守る連携会議（年3回）

(3) 情報教育研修会の開催（対象：全公立学校の情報教育担当教員）

2 ICTスクール整備事業（教育企画課）

生徒や教職員が校内の普通教室や特別教室等からいつでもコンピューターやインターネットを活用した学習等が行えるよう、教育用コンピューター等を整備し、計画的に更新する。

3 教育情報ネットワークの運用（教育企画課）

兵庫情報ハイウェイを活用してすべての県立学校や社会教育施設を結び、インターネットを活用した授業やグループウェアの活用を促進するための安全で安定したネットワーク環境を提供する。

基本的方向2 「豊かな心」の育成

【基本的な考え方】

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切にする心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要である。

このため、子どもたちの発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に加え、心の教育の基盤となる学校教育活動全体を通じた道徳教育、生命の尊厳を基盤に自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に取り組む実践力を育成する人権教育、環境の保全・再生に主体的に取り組む態度を育成する環境教育、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた「兵庫の防災教育」等に取り組む。

〔指 標〕

指標名	現状値(年度)	H30 目標値
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合(小・中)	小 75.9%(H25) 中 65.2%(H25)	小 81% 中 70%
友達が悪いことをしたときは注意する児童生徒の割合(小・中)	小 76.6%(H25) 中 69.8%(H25)	小 81% 中 75%
兵庫版道徳教育副読本を活用した授業の年間授業時数(小・中)	小 4.5時間(H24) 中 4.3時間(H24)	小 6時間 中 6時間
兵庫版道徳教育副読本を活用した校内研修を実施している学校の割合(小・中)	90.0%(H24)	100%
道徳の授業を家庭・地域に公開している学校の割合(小・中)	65.0%(H24)	100%
ボランティア活動に参加した児童生徒の割合(小・中)	小 31.9%(H25) 中 38.1%(H25)	小 37% 中 43%
一人一人の人間には考えや性格などに違いがあるということを大切にしている児童生徒の割合(小・中)	小 89.4%(H25) 中 91.1%(H25)	小 94% 中 96%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合(小・中)	小 95.8%(H25) 中 93.5%(H25)	小 100% 中 100%
人権教育資料を活用した授業を実施した学校の割合(小・中・高)	(H26 調査)	100%
人権教育資料を活用した校内研修を実施した学校の割合(小・中・高)	(H26 調査)	100%
防災教育副読本「明日に生きる」を活用して防災教育に取り組む学校の割合(小・中・高)	99.1%(H25)	100%

施策1 発達の段階に応じた体験活動の推進

取組1 発達の段階に応じた体験活動の推進

- ・ 集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって心の教育の充実を図るため、発達の段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進する。

〔主要事業〕

1 環境体験事業（義務教育課）【再掲】

自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身に付けさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

対 象 全公立小学校3年生（770校）

実施回数 年間3回以上

2 自然学校の推進（義務教育課）【再掲】

豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図る。

対 象 全公立小学校5年生（772校）

期 間 原則4泊5日以上

3 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進（義務教育課）【再掲】

地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を、家庭・地域社会との連携のもと実施する。

対 象 全公立中学校・中等教育学校及び市立特別支援学校中学部2年生（364校）

期 間 6月または11月を中心とする1週間

4 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（義務教育課）【再掲】

芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、県立芸術文化センターにおいて、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施する。

対 象 全公立中学校1年生（346校：約49,000人）

内 容 佐渡裕芸術監督プロデュースによるショー形式の参加型鑑賞教室

5 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～（高校教育課）【再掲】

地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、3年間を通して生徒が意識を高め、主体的に地域へ参画する活動を教育課程に位置付け実践する。

対 象 全県立高等学校生徒

内 容 地域安全活動・環境保全活動、ふるさと支援活動の企画・運営等

6 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～（高校教育課）【再掲】

社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、すべての生徒を対象に、職場や地域の企業等における就業体験に取り組む。また、県立学校就職開拓等支援員を活用し、インターンシップの受入先企業の開拓等に取り組む。

対 象 全県立高等学校生徒

内 容 事業所等におけるインターンシップ、地域の職業人等による進路講演会等

7 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業（特別支援教育課）【再掲】

県立特別支援学校幼児児童生徒の自立をめざし、家庭・地域等との連携のもと、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動等を支援する。

対 象 すべての県立・市立特別支援学校（43校）

施策2 道徳教育の充実

取組1 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進

- ・「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭・地域との連携のもと推進するため、指導体制の充実や教員の指導力向上、「兵庫版道徳教育副読本」のさらなる活用を図るとともに、道徳の授業公開や副読本の家庭での活用を推進する。

〔主要事業〕

1 道徳教育推進事業（義務教育課）

児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどの道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進する。

- (1) 道徳教育実践推進協議会の設置（年3回）
- (2) 道徳教育実践研究事業（推進地域：県内10地域）
- (3) 道徳教育実践研修（全県研修及び地区別研修）
- (4) 道徳教育実践研究のまとめの作成

2 兵庫版道徳教育副読本の配布（義務教育課）

副読本の有効活用を図るため、「道徳の時間」等での学びに加え、家庭においても活用できるように、児童生徒個人に配布する。

施策3 人権教育の充実

取組1 発達の段階に応じた人権教育の推進

- ・学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、校内推進体制を確立して組織的・計画的な取組を推進するとともに、人権教育資料等を効果的に活用し、発達の段階に応じて、自分自身や他者に対する肯定的な態度を育成し、人権尊重の精神を培う。

〔主要事業〕

1 人権教育資料の活用と普及（人権教育課）

人権教育資料の効果的な活用と普及を図る研修等を通じ、人権教育の充実・深化を図る。

- (1) 人権教育資料（改訂版）（幼稚園用及び小学生用「ほほえみ」、中学生用「きらめき」、高校生用「HUMAN RIGHTS」）
- (2) 児童生徒用人権教育パンフレット「たいせつなたいせつなあなただから」「かけがえのないあなただから」
- (3) 中学・高校生向け「DV防止啓発パンフレット」
- (4) いじめを許さない人権教育教材 等

取組2 多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

- ・多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと、多文化共生にかかわる多様な交流事業等を実施するとともに、子ども多文化共生サポーターの派遣や教育相談等、子ども多文化共生センターの機能の充実を図る。

〔主要事業〕

1 子ども多文化共生教育支援事業（人権教育課）

(1) 子ども多文化共生サポーターの派遣

日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての学校に子ども多文化共生サポーターを配置し、学校生活への早期適応、学習支援、心の安定を図る等の支援を行う。

配置校数 131校（18言語）

(2) 子ども多文化共生センターの運営

2 帰国・外国人児童生徒支援事業（人権教育課）

外国人児童生徒の就学及び学習言語習得の促進を図るため、市町と連携して就学支援ガイダンスや母語による指導等を実施する。

(1) 運営協議会の設置・開催（年2回）

(2) 日本語能力測定方法活用のための協議会等の開催（年4回）

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の導入に向けた協議会の開催

(4) 就学支援ガイダンス及び教育相談の実施（県内4地域）

(5) 初期指導教室（プレクラス）及びセンター校の設置（芦屋市、朝来市）

施策4 環境教育の推進

取組1 発達の段階に応じた環境学習・教育の展開

・生命の大切さや生命の営み、自然への畏敬の念など自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育むため、発達の段階や系統性を踏まえながら、地域のフィールドを活用した環境教育を推進する。

〔主要事業〕

1 ひょうごエコっこ育成事業（環境政策課）

幼児期の環境学習のモデルとなる幼稚園、保育所、認定こども園を指定（30園）し、地域での環境体験やエコ活動、近隣園・所の教員等の参加による公開保育等、先導的な取組を通して、幼児のふるさと意識や環境に配慮した生活習慣を育成する。

2 環境体験事業（義務教育課）【再掲】

自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

3 自然学校の推進（義務教育課）【再掲】

豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図る。

施策5 兵庫の防災教育の推進

取組1 阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえた兵庫の防災教育の推進

・阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考える兵庫の防災教育を推進する。

〔主要事業〕

1 兵庫の防災教育の推進（教育企画課）

兵庫の防災教育を推進するため、防災教育副読本「明日に生きる」を活用した研修、地域と連携した防災体制の整備・充実、児童生徒の心のケア体制づくり等、各学校における取組の充実を図る。

- (1) 防災教育推進連絡会議の開催
- (2) 防災教育研修会の開催
- (3) 学校防災アドバイザーの派遣（災害対応マニュアルや防災訓練等の診断・助言）
- (4) 震災・学校支援チーム（EARTH）スキルアップ訓練・研修

2 東日本大震災の被災地支援等の推進（教育企画課）

(1) 心のケアに係る教員研修

東日本大震災の被災児童・生徒の長期的な心のケア対策のため、EARTH 員等を被災地へ派遣し、教職員を対象とした研修会等を開催する。

(2) 高等学校等による被災地支援

高校生防災リーダー学習会の開催（2泊3日 20校）

高校生による被災地支援の実施（4泊5日）

3 阪神・淡路大震災 20 年事業「震災 20 年防災教育フォーラム - 命を守り絆を育む「兵庫の防災教育」の展開 - 」の開催

阪神・淡路大震災から 20 年目の節目を迎え、兵庫の防災教育を総括し、震災の教訓を継承した取組を全国に発信する。

時 期 平成 26 年 11 月

場 所 神戸文化ホール

内 容 基調講演、防災教育実践事例の発表、パネルディスカッション 等

基本的方向3 「健やかな体」の育成

【基本的な考え方】

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質や能力を育成するとともに、健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要である。

このため、全国体力・運動能力等調査の結果等を踏まえた体力・運動能力の向上、望ましい食習慣の形成を図る食育、心身の健康課題に適切に対応する健康教育、交通安全や防犯など学の安全に関する教育等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
新体力テストにおける昭和 60 年頃の子どもの体力水準に達している項目の割合（小・中・高）	22.7%（H24）	50%
スポーツをする児童生徒の割合（授業を除き週1時間以上）（小・中・高）	小 49.7%（H24） 中 80.4%（H24） 高 52.5%（H24）	小 78% 中 87% 高 78%
運動プログラム 2009 を活用している学校の割合（小・中）	小 73.8%（H25） 中 58.1%（H25）	小 90% 中 80%
朝食を毎日食べる児童生徒の割合（小・中）	小 87.4%（H25） 中 83.2%（H25） 高 80.9%（H25）	小 92% 中 88% 高 85%
食育に関する体験活動の実施のべ回数（小・中）	3,435 回（H24）	4,500 回
学校保健委員会を実施している学校の割合（小・中・高）	97.1%（H24）	100%
薬物乱用防止教室を開催した学校の割合（中・高）	70.8%（H24）	100%

施策1 体育・スポーツ活動の推進

取組1 児童生徒の体力・運動能力の向上

・児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、「運動プログラム 2009（DVD）」のさらなる活用を促進するとともに、小学校のニーズに応じた体力アップサポーターを派遣する。また、生徒の興味・関心に基づいて自主的・自発的に参加して行われる運動部活動を通じて、運動の楽しさや喜びを実感させ、生涯にわたり継続して運動に取り組むことができる資質や能力を育む。

〔主要事業〕

1 「体力アップひょうご」サポート事業（体育保健課）

小・中学校児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、「運動プログラム 2009（DVD）」のさらなる活用を促進するとともに、専門的な指導力を有する体力アップサポーターを小学校へ派遣し、体育授業等を支援する。

- (1) 「体力アップサポート委員会」の設置（年3回）
- (2) 体力アップサポーターの派遣
- (3) 学校体育指導力向上事業（幼稚園・小学校教員等を対象とした実技講習会の実施）

- (4) 「体力アップスクール表彰」の実施
- (5) 児童生徒の体力・運動能力調査の実施
- 2 いきいき運動部活動支援事業（体育保健課）
- 中学校・高等学校の運動部活動における体罰の根絶と望ましい部活動の推進を図るため、教職員研修資料「いきいき運動部活動」（平成 25 年度作成）を活用するとともに、科学的な指導方法について助言等を行う地域のスポーツ指導者等を公立中・高等学校に派遣する。
- (1) 「いきいき運動部活動支援員」の派遣（中学校 65 校、高等学校 30 校 年間 50 日）
- (2) 運動部活動指導者研修会（年 7 回）
- 3 近畿中学校総合体育大会の開催（体育保健課）
- 第 63 回近畿中学校総合体育大会を兵庫県で開催する。
- 時 期 平成 26 年 8 月～平成 27 年 1 月
- 場 所 ベイコム総合体育館（尼崎市）等
- 実施競技 陸上競技、駅伝競走等 20 競技
- 4 H27 全国高等学校総合体育大会の開催準備（体育保健課）
- 平成 27 年度に近畿 2 府 4 県で開催される「全国高等学校総合体育大会」に向け、本県開催予定 6 競技について、大会運営等の準備を進める。
- サッカー、相撲、ボート、ボクシング、ウエイトリフティング、少林寺拳法

施策 2 食育の推進

取組 1 学校教育活動全体を通じた食育の推進

- ・児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、学校教育活動全体を通して組織的・計画的に食育に取り組む体制を整備するとともに、学校給食における県産農林水産物の活用の促進を図り、家庭・地域と連携しながら食育の実践に取り組む。

〔主要事業〕

- 1 学校教育活動全体で行う食育の推進（体育保健課）
- 学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」や新たに作成した「食育ハンドブック」等を活用し、食育を推進する方向性や手法、具体例を示すための研修会を開催するなど、県学校給食・食育支援センター等とも連携しながら、すべての学校でより充実した食育を推進する。
- (1) 食育実践推進委員会の設置（年 3 回）
- (2) 学校給食衛生管理推進研修（県内 5 地域）
- (3) スーパー食育スクール事業
- 内 容 「食と健康」「食とスポーツ」等特定テーマに基づく実践研究
- 2 県産農林水産物学校給食利用促進事業（総合農政課）
- 学校給食における県産農林水産物の利用を促進するとともに、次代を担う子どもたちへの食と「農」への理解促進を図る。
- (1) 学校給食県産県消マッチング事業
- 内 容 連絡会議の開催、市町への献立提案や出前授業等の実施
- (2) 県産県消レベルアップ事業
- 内 容 学校給食に関する食育体験学習の実践の場となる「学校給食園」における取組を支援

施策3 健康教育・安全教育の推進

取組1 健康教育・安全教育の推進

・多様化・深刻化している心身の健康課題を解決するため、学校保健に係る教職員の資質能力の向上や体系的な保健教育の充実、家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理に取り組む。また、子どもたちに自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育を推進する。

〔主要事業〕

1 スクールヘルスリーダー派遣事業（体育保健課）

心身の健康問題について、特別な配慮や医療機関等との連携を必要とする子どもの増加等に対応するため、経験豊かな退職養護教諭を「スクールヘルスリーダー」として学校へ派遣する。

2 学校保健課題解決支援事業（体育保健課）

アレルギー疾患や心の問題等児童生徒の現代的な健康課題の解決に向け、医師など地域の専門家や関係機関等と連携し、教職員への啓発を推進する。

(1) 学校保健推進連絡協議会の開催

(2) 研修会等への専門医の派遣

3 保健に関する研修会等の開催（体育保健課）

児童生徒の現代的な健康課題に対応するとともに、保健管理・保健指導の徹底を図るため、保健部長、養護教諭、学校医等を対象とした研修会や、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用した健康教育研修会等を開催し、教職員の資質向上を図る。

基本的方向 4 幼児期の教育の充実

【基本的な考え方】

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちに豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣等を育成することが重要である。

このため、認定こども園、幼稚園、保育所における子どもの心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を踏まえた幼児一人一人の特性に応じた教育・保育、保・幼・小連携の推進、家庭・地域との連携による子育て支援と一体となった家庭教育への支援等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
幼稚園教員と保育士の合同研修を実施する市町の割合	42.5%（H23）	48%
幼稚園教員を対象とした資質向上研修を実施している公立幼稚園数	396 園（100%）（H24）	全園で継続実施
円滑な接続のために小学校と連携した公立幼稚園の割合	59.7%（H23）	65%
認定こども園の数	93 園（公立 19 園）（H24）	220 園
わくわく幼稚園を実施している私立幼稚園数（幼）	160 園（H24）	202 園

施策1 幼稚園・保育所・認定こども園における教育の充実

取組1 幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の充実

・幼児期の教育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園において、幼児一人一人の発達や学びの連続性及び家庭などでの生活との連続性を確保し、計画的に環境を構成する。また、小学校の教育活動とのつながりを見通し、幼児期と小学校の教育内容や指導方法の工夫改善等、円滑な接続を図る。

〔主要事業〕

1 幼児教育質の向上支援事業（義務教育課）

幼稚園において、人、自然、ものとのかかわりなどの体験を通して、言葉で表現する力等を育成するため、教育内容や指導方法等について実践研究を行い、普及啓発を図る。

- (1) 実践協力園（6 園）の指定
- (2) 地区別幼児教育質の向上研修会の開催（幼稚園教員、保育士等対象）
- (3) 幼児教育質の向上支援委員会の設置
- (4) 幼児教育啓発資料の作成

2 私立幼稚園教員子育て支援研修事業（教育課）

地域の幼児教育センターとしての相談機能の充実を図り、子育て支援を推進するため、私立幼稚園の中堅教員を対象とした研修に対して補助を行う。

3 3 歳児保育の充実支援（児童課）

3 歳児が多く在籍する民間保育所（90 園）に対し、担当保育士の新たな配置に要する費用を支援し保育の質の向上を推進する。

4 認定こども園の整備（児童課）

地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を図るため、認定こども園の設置（40箇所）を推進する。

取組2 幼稚園・保育所等と家庭・地域との連携

・地域における幼児期の教育の充実を図るため、教育相談や情報提供、保護者同士の交流の機会の提供などの子育て支援活動や、地域の実情に応じた預かり保育の実施等、子育て支援の充実を図る。また、子どもの生活習慣づくり等家庭教育の重要性の啓発、幼児教育にかかわる地域人材の活用等、家庭教育支援の充実を図る。

〔主要事業〕

1 私立幼稚園親子学級開設費補助事業（教育課）

幼児の親等、幼児教育に関心を持つ者が園児等と学ぶことにより、幼児に対する正しい理解を深め、子どもとのふれあいや親同士、地域の異年齢児や異世代の人々との交流を進めるために親子学級の開設を支援する。

2 わくわく幼稚園開設事業（教育課）

幼稚園や保育所に通っていない在宅児童（概ね3～5歳児）を対象に、地域の私立幼稚園で、在園児と同等の基本的な生活習慣（しつけ・マナー）を身に付ける専門的教育を行う。

3 わくわく保育所開設事業（児童課）

保育所や幼稚園に通っていない在宅児童（概ね3～5歳児）を対象に、小学校での生活にスムーズに馴染み、学習できるようにするため、民間保育所で基本的な生活習慣や集団生活を身に付けさせていく体験保育等を行う。

4 私立幼稚園乳幼児子育て応援事業（教育課）

地域の幼児教育センターとして、在宅乳幼児（0～2歳児）の子育てを支援するため、地域の私立幼稚園で幼児教育体験や親子交流会を実施する。

5 保育所乳幼児子育て応援事業（児童課）

保育所や幼稚園に通っていない乳幼児（0～2歳児）とその親を対象に、民間保育所においてしつけについての学習や集団行動等の体験学習を行う。

6 こどもの館の新展開（少子対策課）

乳幼児期における教育の全県拠点施設としての機能の充実と、乳幼児虐待等の現代的課題への対応能力の向上を推進する。

(1) 自然体験活動の促進に向けた実践研究

(2) 乳幼児期における教育の充実に資する調査研究

7 まちの子育てひろば事業の推進（少子対策課）

子育て中の親子が気軽に集い、不安の解消や情報交換ができる場として開設されているまちの子育てひろばの活動を支援する。

(1) まちの子育てひろばコーディネーターによる活動支援

(2) 「動く・こどもの館号」の派遣

(3) ひろばアドバイザーの派遣 等

基本的方向 5 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

特別支援学校及び特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが重要である。

このため、インクルーシブ教育システム構築を見据えた障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」(平成25年度策定)に基づき、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の活用による早期からの一貫した支援、共に学ぶことで豊かな人間性を育む交流及び共同学習、特別支援学校における系統的なキャリア教育による自立と社会参加の促進等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値(年度)	H30 目標値
特別な支援が必要な児童生徒の「個別の指導計画」を作成・活用した学校の割合(小・中)	小 97.6% (H25) 中 95.8% (H25)	100%
特別な支援が必要な生徒が在籍する県立高等学校のうち、「個別の指導計画」を作成・活用した学校の割合(高)	高 51.1% (H25)	80%
特別な支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成・活用した学校の割合(小・中)	小 80.3% (H25) 中 81.9% (H25)	100%
特別な支援が必要な生徒が在籍する県立高等学校のうち、「個別の教育支援計画」を作成・活用した学校の割合(高)	高 61.2% (H25)	80%
在籍する特別な支援を必要とする生徒の「個別の教育支援計画」等支援情報を高校等の進路先へ引き継いだ中学校の割合(中)	(H26 調査)	100%
特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合(幼・小・中・高)	78.3% (H25)	100%
特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合(特)	17.4% (国 25.0%) (H24)	全国平均以上
交流及び共同学習を通じて、障害のある生徒の理解がよく深まった高校生の割合(高)	(H26 調査)	現状値把握のうえ設定
特別支援学校高等部生徒の就労体験を受け入れる企業・事業所等の数(特)	427 事業所 (H24)	450 事業所

施策1 多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進

取組1 多様な学びの場における指導の充実

・特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、特別支援学校に加え、幼稚園、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び高等学校といった多様な学びの場における指導の充実を図る。

〔主要事業〕

- 1 インクルーシブ教育システム構築に向けたモデル研究の推進（特別支援教育課）
インクルーシブ教育システム構築に向け、発達障害の児童生徒も含めた通常の学級に在籍するすべての児童生徒にわかりやすい指導方法の実践研究等を実施する。
 - (1) 授業のユニバーサル化モデル研究（1市（小学校2校、中学校1校））
 - (2) ICTを活用した指導方法実践研究（特別支援学校5校）
- 2 学校生活支援教員の配置（特別支援教育課）
LD、ADHD等支援を必要とする児童生徒が、安定した学校生活や集団活動を行えるよう、支援地域拠点校（小・中学校113校程度）に「学校生活支援教員」を配置する。
- 3 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業（高校教育課）
発達障害を含め、障害のある生徒の自立と社会参加に向け、県立高等学校（1校）において個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する実践研究を実施する。
- 4 高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援対策（高校教育課）
学校生活で支援が必要な生徒が在籍する県立高等学校に特別支援教育支援員（14人）を配置し、学校生活や学習活動を支援する。
 - (1) 学校生活支援員（重度の肢体不自由のある生徒対象 6校程度）
 - (2) 学習活動自立支援員（発達障害等のある生徒対象 4校程度）
- 5 特別支援学校医療的サポート推進事業（特別支援教育課）
医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校（14校）に看護師等を配置し、児童生徒に対する医療的ケアを実施する。

取組2 特別支援学校のセンター的機能の活用等による学校間連携の推進

- ・障害のある児童生徒が必要とする支援の多様化に対応するため、特別支援学校が核となり地域の教育資源間の連携を強化するとともに、特別支援学校のセンター的機能を充実する。

〔主要事業〕

- 1 インクルーシブ教育システム構築に向けたモデル研究の推進（特別支援教育課）
 - (1) コーディネーター等の配置（2市）
地域内の小・中学校、特別支援学校等が連携できる体制を構築する。
 - (2) 言語聴覚士、作業療法士等専門的外部人材の活用（県立特別支援学校22校）
- 2 県立特別支援学校におけるセンター的機能の充実（特別支援教育課）
県立特別支援学校において、地域内の学校園との連携や、障害種の異なる特別支援学校間の連携を強化するため、ネットワーク会議を開催し、適切な支援等についての情報共有を行う。また、特別支援教育に関する情報提供を行うなど、地域住民や保護者の理解が深まるよう、関係機関と連携して理解啓発を図る。

取組3 すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ・特別支援教育に関する教職員の資質向上を図るため、全ての教職員がLD、ADHD等に関する基礎的な知識・技能を習得し、障害特性に応じた指導力の向上を図る。また、特別支援教育における優れた県内実践事例を蓄積し、その成果を共有し、活用を促進する。

〔主要事業〕

- 1 特別支援教育コーディネーター等研修（特別支援教育課）
インクルーシブ教育システムの構築に向けた動向を踏まえ、すべての教員が児童生徒一人一人の状態に応じた教育的配慮を行えるよう、障害の特性等を正しく認識し取り組むための研修を実施する。また、学校内及び関係機関等との連絡調整、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの専門性の向上等を図る教員研修を実施する。
 - (1) インクルーシブ教育システムに係る教員研修（県立・市町立学校園特別支援教育コーディネーター等対象）
 - (2) 特別支援教育コーディネーター基礎研修（1回）
 - (3) 公立小・中学校等コーディネーター専門研修（5回）（公立小・中学校教員等約145人）
 - (4) 公立特別支援学校コーディネーター専門研修（8回）（公立特別支援学校教員約35人）
- 2 県立特別支援教育センターにおける研修（特別支援教育課）
特別支援教育の各障害分野に関する基本的、専門的事項について、新任特別支援学級担当教員等研修、課題別研修等の研修講座を開講する。

取組4 特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進

- ・知的障害児童生徒の増加への対応など、特別支援教育の充実に向けた教育環境整備を推進するため、地域の実情に応じ特別支援学校の整備、高等学校への分教室の設置等を進める。

〔主要事業〕

- 1 姫路しらすぎ特別支援学校の開校（特別支援教育課）
設置場所 姫路市苫編（旧姫路高等技術専門学院跡地）
開校時期 平成26年4月
障害種別等 知的障害（小・中・高等部）
児童生徒数 200人程度
- 2 神戸西部新設高等特別支援学校の整備（特別支援教育課）
設置場所 農業公園内（神戸市西区押部谷町）
開校時期 平成29年4月
障害種別等 知的障害（高等部職業科）
規 模 144人（8人×6クラス×3学年）
- 3 神戸市東部・阪神地域児童生徒数増加対策（特別支援教育課）
検討項目 芦屋特別支援学校への仮設校舎の設置、
西宮市内の県立高校への分教室設置等
- 4 県立こやの里特別支援学校分教室の開校（特別支援教育課）
設置場所 県立猪名川高等学校内
開校時期 平成26年4月
障害種別等 知的障害（高等部社会・職業コース）
規 模 1学年16人（最終3学年48人）
- 5 県立阪神特別支援学校分教室の整備（特別支援教育課）
設置場所 県立武庫荘総合高等学校内
開校時期 平成27年4月
障害種別等 知的障害（高等部職業コース）
規 模 1学年16人（最終3学年48人）

6 但馬北西部特別支援学校分校の整備（特別支援教育課）

設置場所 旧香美町立射添中学校跡施設

開校時期 平成 27 年 4 月

障害種別等 知的障害（小・中・高）

規 模 約 30～40 人

施策 2 自立と社会参加を見据えた取組の推進

取組 1 早期から支えつなく相談・支援体制の構築

・早期から支えつなく相談・支援体制づくりのため、就学前から卒業後までを見通した一貫した相談・支援体制の構築や、生徒の希望や特性に応じた進路指導や個別の教育支援計画等の引継ぎによる継続的な支援を推進する。また、福祉・労働等関係機関との連携による就労支援体制の整備・充実等により生徒の雇用の拡大を図り、社会的自立と社会参加を支援する。

〔主要事業〕

1 LD、ADHD等に関する相談・支援事業（特別支援教育課）

LD、ADHD等支援を必要とする幼児児童生徒に対する学校園内外での支援体制の充実を図るため、相談室の運営及び専門家チームの派遣などを行う。

(1) 「ひょうご学習障害相談室」の運営（電話及び面談による相談の実施）

(2) 学校への「ひょうご専門家チーム」の派遣

2 インクルーシブ教育システムの構築に向けた市町支援（特別支援教育課）

障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、適正な就学先決定や合理的配慮を行うため、教育事務所による市町への指導・助言等支援を行う。

(1) 広域特別支援連携協議会の開催

(2) 特別支援教育推進員の配置（各教育事務所）

3 キャリア教育・就労支援推進事業（特別支援教育課・高校教育課）【再掲】

特別支援学校卒業生の一般就労率の向上や、高等学校の発達障害のある生徒への指導の充実を図るため、企業の人事担当者等に生徒の実態を理解してもらい公開授業や、技能検定の開発に係る調査研究など、企業と連携した取組を推進する。

(1) 公開授業の実施（県立特別支援学校 24 校）

(2) 運営会議の開催（年 2 回）

(3) 就職支援コーディネーターの配置（県立特別支援学校 1 校、県立高等学校 1 校）

取組 2 交流及び共同学習等の充実

・障害のある子どもの自立と社会参加を促し、地域社会の一員として生きる力を育むため、自然や地域社会とのふれあい等の体験活動を推進するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習を計画的・組織的・継続的に実施し、相互理解を深める。

〔主要事業〕

1 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業（特別支援教育課）【再掲】

特別支援学校幼児児童生徒の自立をめざし、家庭・地域等との連携のもと、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動等を支援する。

対 象 すべての県立・市立特別支援学校（43 校）

2 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習実施事業（特別支援教育課）

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解を一層推進するため、県立高等学校及び県立特別支援学校による交流及び共同学習を実施する。

- (1) 交流及び共同学習の実施（県立特別支援学校 11 校 及び 県立高等学校 11 校）
- (2) 交流及び共同学習に係る理解啓発研修（分教室設置準備の県立高等学校）
- (3) 交流及び共同学習に係る指導者研修（県立特別支援学校及び県立高等学校 22 校）

3 阪神地域における特別支援学校分教室の整備（特別支援教育課）【再掲】

高等学校と特別支援学校との連携による交流及び共同学習を一層推進するとともに、阪神地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、分教室の設置を推進する。

- (1) 県立こやの里特別支援学校分教室の開校
- (2) 県立阪神特別支援学校分教室の整備

基本的方向 6 私学教育の振興

【基本的な考え方】

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、多様化するニーズに応じた特色ある教育を提供し、本県の公教育の一翼を担っており、また、専修学校・各種学校は、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関として重要な役割を果たしている。

このため、私立学校と公立学校が協調するとともに、互いに競い合い、切磋琢磨する環境をつくり、私立学校の多様な個性や能力を伸ばす教育の充実等に向けた経常費補助や授業料軽減等の助成のほか、専修学校・各種学校に対しては、産業界や地域と連携した職業・技術教育や生涯学習機能の充実のための助成等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
県民による私立高校の選択（募集定員充足率）	86.5%（H24）	90.7%
私立学校の耐震化率	72.8%（H24）	81.5%

施策1 私立学校の特色ある教育への支援の充実

取組1 私立学校の振興助成

・私立学校の適正な運営を確保し、保護者の経済的な負担の軽減等を図るため、経常費補助や魅力ある学校づくり、特色ある教育活動等に対する助成、就学支援金・授業料軽減補助をはじめとする私立高等学校等生徒の就学助成を行う。

〔主要事業〕

1 私立学校経常費補助（教育課）

私立学校の教育水準の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び学校経営の安定を図るため、私立高等学校、中学校、小学校、幼稚園を設置する学校法人及び設置者に対し、経常的経費を補助する。

2 私立学校経常費特別補助（教育課）

学校教育の個性化・多様化を図る教育改革を一層推進するため、私立高等学校等が実施する生徒指導の充実、社会人等の活用、伝統文化に関する教育の推進、食育の推進、防災教育の推進等、特定の教育に対する助成を行う。

3 私立高等学校等生徒授業料軽減補助（教育課）

生徒の就学機会を確保するため、兵庫県及び隣接する他府県の私立高等学校等に就学する生徒の保護者に対して、国の就学支援金に県補助額を加算し、授業料負担を軽減する。

4 私立高等学校等奨学給付金事業（教育課）

すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給する。

施策2 専修学校等における多様な職業・技術教育等の推進

取組1 専修学校・各種学校における職業・技術教育等の振興に向けた支援

- ・私立専修学校・各種学校の教育の振興を図るため、学校運営の基盤強化、特色ある先進的な教育の推進、産業界や地域と連携した職業教育・技術教育の充実強化、生涯学習機能の向上等を図るための支援を行う。

〔主要事業〕

1 私立専修学校等補助事業（教育課）

私立専修学校・各種学校の学校運営の基盤強化、先進的な特色教育の推進、職業・専門教育の充実強化、生涯学習機能の向上及び国際交流・国際理解の推進等を図るため、学校種・課程ごとに、経常的経費等に対する補助を行う。

2 兵庫県専修学校・各種学校連合会補助金（教育課）

私立専修学校各種学校の振興と（社）兵庫県専修学校各種学校連合会の育成強化を図るため、運営費の補助を行う。

基本的方向 7 高等教育の推進

【基本的な考え方】

高等教育機関においては、高度な専門性や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズへの対応が求められている。

このため、伝統と強みをいかした個性・特色豊かな県立大学づくりを推進するとともに、各大学・短大等が行う教育・研究の質的向上、学生支援、地域への貢献等の取組を促進するため、県内外の大学・短大等の連携・交流の促進等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
県立大学における共同研究・受託研究数	193 件（H23）	220 件
県立大学における留学生数（派遣人数）	84 人（H24）	150 人
県立大学における留学生数（受入人数）	174 人（H24）	300 人
県立大学における地域向けの公開講座・オープンゼミナールの開催（開催講座数）	22 講座（H24）	42 講座
県立大学における地域向けの公開講座・オープンゼミナールの開催（受講人数）	1,100 人（H24）	2,200 人
HUMAP 構想による短期学生交流人数	339 人（H24）	350 人
単位互換による教養教育等の共同化大学数	29 大学（H24）	34 大学

施策 1 伝統と強みを生かした個性・特色豊かな県立大学づくりの推進

取組 1 公立大学法人兵庫県立大学の運営支援

・学生や地域にとって魅力ある県立大学づくりを推進するため、公立大学法人兵庫県立大学の今後 6 年間に達成すべき「中期目標」の達成に向け、法人が実施する取組を支援する。

〔主要事業〕

- 公立大学法人兵庫県立大学運営費交付金等の交付（大学課）
大学運営に必要な財源に充てるため、運営費交付金を交付する。
- 姫路工学キャンパスの整備（大学課）
県立大学工学部・工学研究科が持つ強みをさらに活かすため、最先端工学研究、人材育成、地域支援の拠点を整備する。（平成 26～35 年度（10 年間））
- 周産期ケア研究センター（仮称）の開設準備（大学課）
科学的根拠に基づく看護・助産ケアに関し高い知見のある助産師を育成するため、県立尼崎総合医療センター（仮称）内に開設する周産期ケア研究センターの開設準備を行う。
開設時期 平成 27 年 5 月（予定）

施策 2 県内外の大学の連携の推進

取組 1 県内外の大学との連携強化

・学長と知事の懇話会の開催や大学コンソーシアムひょうご神戸等と連携した単位互換制度の拡充、HUMAP 構想の推進等により県内大学との連携を強化する。

〔主要事業〕

1 学長と知事の懇話会の開催（大学課）

大学の持つ豊かな学術研究の資質、生きた情報を収集・活用し、県の総合的な政策形成にいかすほか、県と大学との交流、大学間の横の連携を促進することを目的として、県内 39 大学長との懇話会を開催する。

2 大学コンソーシアムひょうご神戸等と連携した単位互換制度の推進（大学課）

県内大学の連携組織である大学コンソーシアムひょうご神戸（加盟校：34 大学、9 短大、1 高专）との連携を強化し、県内大学が個性や特色をいかながら、質の高い教養教育等を効率的に実施するため、各大学が開講している特色ある科目等を他大学の学生にも開放し、相互に単位を認定する単位互換制度の拡大を促進する。

3 HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）構想の推進（大学課）

兵庫地域とアジア・太平洋地域を中心とした大学間ネットワークを形成するため、両地域の大学間の学生・研究者の交流を推進する。

(1) 短期留学生に対する奨学金等の支給

受入人数 35 人（6 か月以上 12 か月以内）、10 人（8 日以上 1 か月程度）

派遣人数 15 人（6 か月以上 12 か月以内）、10 人（インターンシップ枠）

(2) HUMAP 研究者交流人数

受入人数 10 人

施策 3 県内大学の地域への社会貢献の推進

取組 1 県立大学の人的・知的資源を活用した地域への社会貢献の推進

・地域活性化や子育て支援、まちづくり等の分野において、地域課題の解決や新たな地域づくりを支援するため、県立大学における社会貢献活動に取り組むとともに、県内大学と自治体等との連携を促進する。

〔主要事業〕

1 地（知）の拠点整備事業（大学 C O C 事業）（大学課）

県立大学の人的・知的資源を活用し、地域課題の解決や新たな地域づくりを進めるため、地域再生・活性化の核（Center of Community）となる大学の取組を支援する文部科学省事業を活用し、県及び県内 11 市町と連携して、各プロジェクト・フィールドにおける教育プログラム（地域連携教育ユニット）を展開する。

基本方針 3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、責任と役割を果たし、互いに連携・協力して、子どもたちの教育に取り組む必要がある。また、教育行政は、学校、家庭、地域における教育が、効果的に実施され、円滑に連携協力がなされるよう、総合的な施策の実施が求められる。

このため、以下の4つの基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

基本的方向 1 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

【基本的な考え方】

子どもの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、学校の組織力を向上させ、緊急・重大な事案等に教職員が一丸となって機動的かつ的確に対応するとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを進めることが重要である。

このため、校長のリーダーシップのもと教職員一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制の確立、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組む。

また、教職員には、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし、育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努め、心身の健康を保持することが求められている。加えて、体罰の防止にも取り組む必要がある。

このため、授業力や多様な教育課題への対応力等教職員の資質と実践的指導力の向上、メンタルヘルスの保持・増進等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
授業研究を伴う校内研修を実施した学校の割合（年間5回以上）（小・中）	小 93.2%（H25） 中 49.6%（H25）	小 98% 中 55%
授業研究を伴う校内研修を実施した学校の割合（年間5回以上）（高）	（H26 調査）	70%
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合（小・中・高・特）	64.3%（H24）	90%
教職員の処分件数（小・中・高・特）	276件（H24）	130件以下
体罰の発生件数（小・中・高・特）	35件（H25.12時点）	0件
学校評価の結果を踏まえて運営改善に取り組んだ学校の割合（幼・小・中・高・特）	100%（H24）	全校で継続実施
「教職員定時退勤日（ノー残業デー）」を実施している学校の割合（週1回以上）（小・中・高・特）	84.4%（H25） 設定率	100%
「ノー会議デー」を実施している学校の割合（週1回以上）（小・中・高・特）	87.5%（H25） 設定率	100%
「ノー部活デー」を実施している運動部、文化部の割合（平日は週1日以上、土、日曜日等の休業日は月2回以上部活動を行わない）（中・高）	（H26 調査）	現状値把握のうえ設定
いじめの実態把握のためにアンケート調査を実施している学校の割合（学期に1回以上）（小・中・高）	小中 100%（H24） 高 99.4%（H24）	100%

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
認知したいじめを解消させた割合（小・中・高・特）	87.3%（国 89.5%） （H24）	全国平均以上
暴力行為の発生件数（児童生徒 1,000 人あたり）（小・中・高）	4.7 件（国 4.2 件） （H24）	全国平均以下
不登校児童生徒の割合（小・中・高）	1.03%（国 1.24%） （H24）	全国平均以下
精神疾患による療養者の割合（小・中・高・特）	229 人（H24）	160 人以下 （H25 の 30%減）
休職中の教員のプレ出勤等実施率（精神疾患により休職中の教員が職場復帰する際の 1 か月以上のプレ出勤率）（小・中・高・特）	44.4%（H25）	80%

施策 1 教職員の協働体制の確立

取組 1 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

・管理職の学校運営能力の向上を図るため、学校の危機管理や P D C A サイクルによる学校運営改善等、教育活動を営む上での諸課題等に係る研究協議を行うとともに、新任管理職に対する教育行政・学校経営研修の充実を図る。また、学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭の計画的な配置と資質能力を高める研修を実施する。

〔主要事業〕

1 学校管理職・教育行政職特別研修（教職員課、総務課）

新任管理職等に、学校経営・教育行政の基礎を学ばせるとともに、実習・演習や事例研究等を通じて、学校運営等の改善を実践する知識とスキルの育成と向上を図る。

対 象 新任教頭、県立学校新規教頭名簿登載者、新任指導主事 等

日 数 5 日

内 容 学校組織マネジメント、学校危機管理、教職員評価、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に係る講義及び演習

2 主幹教諭研修（教職員課）

円滑な学校運営の推進や教員等の資質能力の向上に関する業務において、主幹教諭としての資質向上を図る研修を実施する。

対 象 公立学校新任主幹教諭

日 数 3 日程度

内 容 主幹教諭の役割等についての講義、実践発表、班別演習 等

取組 2 学校業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保

・教職員が心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間を確保し、教育活動のさらなる充実を図るため、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、教職員定時退勤日の実施、「ノー会議デー」「ノー部活デー」の徹底、校務・業務の効率化・IT化の推進、学校行事及び事業の見直し、外部人材等の活用などに取り組む。

〔主要事業〕

1 「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づく取組の推進（教職員課）

(1) 全公立学校における取組

教職員定時退勤日（週1回）を設定し、完全実施に向けた取組を推進

平日週1回以上、土・日等の休業日月2回以上の「ノー部活デー」の実施

週1回以上の「ノー会議デー」の実施

学校運営方針に「教職員の勤務時間の適正化」を明記し、新対策プランに取り組む。

(2) 新対策プラン推進校の指定と学校業務改善の取組実施

(3) 学校業務改善情報交換会等の開催

(4) 勤務時間適正化の実態把握

取組3 教職員の協働による学校運営の改善及び危機管理体制の構築

・PDCAサイクルによる組織的・継続的な学校運営改善を図るため、学校の特色や地域の実態を踏まえ、教育活動その他の学校運営について、すべての教職員の共通理解のもと学校評価システムを確立する。また、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活を送れるよう、家庭・地域との連携のもと、学校安全計画に基づく危機管理体制の構築を図る。

〔主要事業〕

1 学校評価の推進（教育企画課）

「学校評価ハンドブック」等を活用した学校自己評価及び学校関係者評価の充実・改善を図る。

学校自己評価：実施100% 公表98.2%（H24）

学校関係者評価：実施100% 公表95.0%（H24）

2 学校安全体制の整備推進（体育保健課）

各学校の安全上の課題を踏まえた学校安全計画に基づき、安全のための組織的な体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関との連携による子どもの安全確保を図るため、市町教育委員会や各学校における危機管理マニュアルなどを活用した学校危機管理対策を推進する。また、「学校安全講習会」を開催し、学校安全の徹底を図る。

施策2 いじめ・問題行動等への対応

取組1 いじめ防止のための推進体制の整備

・いじめの問題に対峙するため、兵庫県いじめ防止基本方針（平成26年3月策定）に基づき、県民総がかりでの総合的ないじめ対策を推進する。また、県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター、関係機関が連携し、日頃から情報共有を図り一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るためのネットワークを構築する。

〔主要事業〕

1 兵庫県いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止対策の推進（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26年3月に策定した「兵庫県いじめ防止基本方針」を踏まえ、本県におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に向けた総合的な対策を推進する。

- 2 兵庫県いじめ対策審議会の設置（高校教育課・特別支援教育課）
いじめ防止基本方針及び対策に関する意見等を述べる有識者による審議会を設置する。
構成 弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士 等
- 3 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の設置（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター（県立教育研修所）関係機関（児童相談所、県警、弁護士会等）が日頃から連携し、一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るための地域的・全県的な体制を整備する。
(1) 全県ネットワーク会議の設置（年2回）
(2) 地域ネットワーク会議の設置（年2回）

取組2 いじめの未然防止の取組の推進

・いじめの未然防止を図るため、学校の教育活動全体を通じた豊かな心や人間関係を結ぶ力を育成するとともに、教職員の対応能力向上に向けた研修やいじめの問題に関する正しい理解の普及啓発、いじめの防止等に関する調査研究等を推進する。

〔主要事業〕

- 1 「兵庫型」体験教育の推進（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）【再掲】
- 2 道徳教育の充実（義務教育課）【再掲】
- 3 人権教育の充実（人権教育課）【再掲】
- 4 いじめ対応に係る校内体制の充実（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
学校のいじめ問題に対し、校長のリーダーシップのもと組織的・機動的に対応するため、すべての学校に「いじめ対応チーム」を設置するとともに、「いじめ対応マニュアル」を活用し、現場の多様な課題に対応できる実践力を高める継続的な校内研修等を実施する。
- 5 いじめを許さない集団づくりの推進（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
(1) いじめを決して許さない集団づくり実践事業
推進校を指定し、児童生徒が児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止や命の大切さ呼びかけるなど主体的な活動に取り組むなど、いじめを許さない集団づくりを推進する。
(2) いじめ防止啓発チラシの配布
- 6 「学級経営指導員」の派遣（義務教育課）
いじめ対応など生徒指導の基盤となる学級経営の充実を図るため、「学級経営指導員」を小・中学校へ派遣し、教員の生徒指導力の向上を図る。
- 7 カウンセリングマインド研修（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
(1) 「いじめ対応チーム」専門研修（各高等学校の「いじめ対応チーム」構成員対象）
内 容 専門的なカウンセリング技法、いじめの様態や背景にある最新知見 等
(2) 校内研修（全公立小・中学校及び全県立高等学校等の教職員を対象に2回実施）
- 8 地区別情報教育研修会の充実（教育企画課）
インターネットを通じて行われるいじめ等への対応を図るため、児童生徒に対する情報モラルの指導や教職員の情報リテラシーの向上に向け、教育事務所、教育振興室に配置する情報教育専門推進員による研修会を開催する。
- 9 心の教育総合センターにおけるいじめ予防プログラムの研究（高校教育課）
「心の教育総合センター」において、いじめ予防を目的とした授業プログラムの研究を実施する。

取組3 いじめの早期発見を行う体制整備等の充実

- ・いじめの早期発見、早期解決につなげるため、児童生徒と保護者の心の相談にあたるとともに、教職員に対する相談支援を行うカウンセラーを配置し、学校における相談体制を整備する。また、県、市町及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の整備及び周知を図るとともに、学校における調査等の充実に支援する。

〔主要事業〕

1 こころの相談支援事業（義務教育課）

(1) 小学校へのスクールカウンセラーの拠点配置

児童のいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動等に対応するため、児童と保護者の心の相談にあたるとともに、教職員に対する相談支援を行う「心の専門家」であるスクールカウンセラーを拠点小学校に拡充配置（110校）し、域内の指導を行う。

(2) 全公立中学校等へのスクールカウンセラーの配置

(3) 兵庫県スクールカウンセラー研究連絡会の開催

2 高校生心のサポートシステムの推進（高校教育課）

高校生のいじめや不登校等の問題行動等の課題に対応するため、キャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を配置するほか、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する。

3 いじめ等教育相談の実施（義務教育課）

(1) ひょうごっ子悩み相談（いじめ・体罰 相談 24時間ホットライン）の実施

(2) ひょうごっ子悩み相談（いじめ・体罰 相談・通報窓口）（ひょうごっ子悩み相談センター分室）の設置

(3) ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置

4 教育事務所「教育相談窓口」の設置（義務教育課）

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するため、各教育事務所等に教育相談窓口を設置する。

取組4 いじめの早期対応による問題解決に向けた支援

- ・学校だけでは解決が困難な事案に対応するため、学校支援チーム及び高等学校問題解決サポートチーム、県教育委員会指導主事等の派遣、弁護士等からなる教育事務所「教育相談窓口」の活用等により専門的・多面的な支援を行う。また、スクールカウンセラーに対する助言や重大事件発生時の心のケアに係る支援を行うため、公立学校にスーパーバイザーを派遣する。

〔主要事業〕

1 学校支援チームの設置・派遣（義務教育課）

学校だけでは解決困難な事案に対応するため、各教育事務所等に専門的・多面的な支援を行う「学校支援チーム」を設置し、相談機関と連携しながら課題の解決にあたる。

構 成 員 相談員2人（学校関係OB、警察関係OB）

スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）精神科医 等

2 高等学校問題解決サポートチームの設置（高校教育課）

県立高等学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応する体制を整備し、課題の早期解決を図る。

体制 教育関係者OB(1人)を配置、必要に応じ弁護士、精神科医を派遣

3 スクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置(義務教育課)

小・中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うとともに、学校現場で発生した重大な事案に対して専門的な立場から助言し、早期の問題解決をサポートする。

配置人数 3人(スクールカウンセラーを兼ねて配置)

取組5 不登校等対策の推進

・不登校等対策を推進するため、中核施設である県立但馬やまびこの郷において、学校や関係機関等と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図る。また、不登校等課題を抱える青少年の社会的自立を支援するための関係機関とのネットワークやプログラム等の充実を図る。

【主要事業】

1 県立但馬やまびこの郷の運営(義務教育課)

(1) 地域やまびこ教室の開催

対象 不登校児童生徒とその保護者

内容 自然体験活動、カウンセリング等

回数 年間6回

(2) やまびこネットワークづくりの推進

不登校児童生徒の保護者のネットワーク化を進め、不登校の課題解決を図る。

2 県立但馬やまびこの郷サテライト事業の実施(義務教育課)

不登校の予兆の早期発見・対応につなげるため、関係機関とのネットワークを整備する。

(1) 不登校支援ネットワークの整備

中核施設 1か所(但馬やまびこの郷)

連携施設 50 適応教室

(2) コーディネーターの配置

取組6 心の教育に関する今日的な課題への対応

・心の教育に関する今日的な課題に対応するため、心の教育総合センターにおいて、大学等との連携のもとに調査・研究を実施し、「心の教育」に関する教育プログラムの開発・普及を図る。

【主要事業】

1 心の教育総合センターの運営(高校教育課)

(1) 「いじめ予防プログラム」の研究【再掲】

いじめを予防するために有効な教育活動を検討し、授業や研修に活用できる「いじめ予防プログラム」を開発する。

(2) 「心の教育」に関する教育プログラムの普及・研究

「命の大切さを実感させる教育プログラム」や「心の健康教育プログラム」を教職員の研修等で活用し普及を図るとともに、学校現場における自殺予防に関する教育プログラムの研究を行う。

施策3 教職員の資質と実践的指導力の向上

取組1 教職員の資質向上を図る研修等の充実

・教職員が高度な専門的知識と実践的指導力を身に付けるため、教職員の職務内容に応じて、様々な教育課題に適切に対応するための各種研修を実施するとともに、体罰に係る未然防止研修の徹底や指導の強化等に取り組む。また、優れた教職員に対する顕彰を行う一方、指導力向上を要する教員に対する研修等を実施する。

〔主要事業〕

- 1 初任者研修の実施（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・体育保健課）
- 2 10年経験者研修の実施（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・体育保健課）
- 3 体罰防止に向けた取組の強化（教職員課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・体育保健課）
 - (1) 教員研修の充実
各種研修を通じた未然防止の徹底
加害教員に対する事後指導の強化（年4～5回）
 - (2) 「No!体罰」「いきいき運動部活動」等、体罰に係る啓発・研修資料の活用
 - (3) 通報窓口「いじめ・体罰ホットライン」の設置
- 4 教職員自主的研究推進事業（教職員課）

教員の指導力や研究意欲の向上を図るため、学習環境、生徒指導、授業にかかわる多様な教育課題に係る先導的な研究を支援する。

対 象 公立学校教職員が自主的に組織する研究チーム（3人以上で構成）

助 成 数 80チーム
- 5 優秀教職員表彰の実施（教職員課）

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員に対し表彰を行い、その成果を普及し、他の教職員の模範とすることで、本県教職員全体の意欲・資質能力の向上を図る。
- 6 指導力向上を要する教員のフォローアップシステムの実施（教職員課）

児童生徒の学習機会を確保するため、指導力不足教員に必要な研修を実施するとともに、所属する学校等を支援する。

 - (1) 判定委員会の設置
 - (2) 「指導力向上を要する教員」に対する研修
 - (3) 教職員支援担当相談員の設置（3教育事務所）

取組2 様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保

・専門性はもとより、チャレンジ精神が旺盛で高い倫理観と使命感を有する優秀な教員を確保するため、教員採用試験の工夫・改善を行う。

〔主要事業〕

- 1 教員採用試験の工夫・改善（教職員課）
 - (1) 教員採用試験の工夫・改善
多面的人物評価の実施（二次試験において個人面接と集団面接を実施）
受験者の特性・意欲をいかした選考
特別支援学校区分の拡大（小学校・特別支援学校区分、中学校・特別支援学校区分を設定）
 - (2) 採用前ガイダンス研修

施策4 教職員のメンタルヘルスの保持・増進

取組1 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

・増加傾向にある精神疾患の未然防止をめざし、教職員の心の健康の保持増進を図るため、教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実を図る。

〔主要事業〕

1 教職員のメンタルヘルス総合対策事業（教職員課）

教職員の精神疾患による療養者の減少を図るため、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー、専門的医療機関との連携により、予防対策から復職支援、復職後のフォローアップまで総合的に取り組む。

(1) 嘱託精神科医の委嘱（2人）

(2) メンタルヘルスアドバイザーの配置（阪神・播磨東・播磨西教育事務所に配置）

(3) 復職支援プログラム事業

近畿中央病院等との連携により、療養中の教員及び復職した教員への支援を行う。

(4) 「教職員メンタルヘルス通信」の配布

基本的方向 2 安全・安心な学習環境の整備

【基本的な考え方】

子どもたちが安心して学校生活を送るため、安全で質の高い学習環境の整備が重要である。このため、学校施設の耐震化やICT環境の整備などの学習環境の整備・充実、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する教育の機会を確保するための就学支援等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
県立学校の耐震化率（高・特）	83.6%（H24）	100%
県立学校における普通教室への空調設備の整備率（高・特）	52.6%（H24）	90%
県立学校における太陽光発電設備の整備率（高・特）	54.5%（H24）	90%

施策1 学習環境の整備・充実

取組1 教育環境の変化に対応した安全・安心な学習環境の整備促進

・県立学校の耐震化を計画的に推進するとともに、空調設備、太陽光発電設備やICT環境など学習環境の整備に取り組む。また、施設の老朽化に伴い修繕が必要な施設設備が増加しているため、施設の長寿命化等の検討を進める。

〔主要事業〕

1 県立学校の耐震化の推進（財務課）

地震等災害発生時における児童生徒の安全を確保するため、耐震診断結果に基づき、耐震改修の必要があるとされた校舎等について、平成27年度末耐震化率95%（Is値0.75以上）を目標に計画的に耐震改修等を推進する。

2 県立学校施設天井等落下防止対策事業（財務課）

県立学校体育館等の天井材等非構造部材について、緊急的に落下防止等の耐震対策を実施する。（平成27年度まで）

3 県立学校の整備推進（財務課・特別支援教育課・高校教育課）

- (1) エレベーター設置等バリアフリー改修、特別支援学校への空調設備導入等
- (2) 高等学校普通教室への空調設備導入（10校）
- (3) 高等学校太陽光発電設備の設置（10校）

4 県立特別支援学校芝生化の推進（特別支援教育課）

環境対策や教育上の効果等の観点から、地域と連携した手法による特別支援学校運動場芝生化を計画的に実施する。

5 市町立学校の耐震化（天井材等非構造部材を含む）の推進への指導・助言（学事課）

市町に対し、国の耐震化目標である平成27年度までの完了を要請するとともに、国の地方財政措置の活用及び技術的課題に対する指導・助言を行う。

6 ICTスクール整備事業（教育企画課）【再掲】

7 教育情報ネットワークの運用（教育企画課）【再掲】

施策2 就学支援の充実

取組1 教育の機会均等を保証するための奨学資金等の貸与

- ・子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して、修学資金を必要とする生徒への奨学資金の貸与等を行う。

〔主要事業〕

1 就学支援事業（財務課）

公立高校等の授業料不徴収制度を高等学校等就学支援金制度に一本化し、就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

対象者 市町村民税所得割額が304,200円（年収910万円程度）未満の世帯

支給額 授業料相当額（実質無償）

2 高校生等奨学給付金制度の創設（高校教育課）

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得（年収250万未満）世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金制度を創設する。

3 高等学校奨学資金貸与事業（高校教育課）

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等（私学、高等専門学校も含む）に対して奨学資金を貸与し、修学を奨励する。

貸与月額

・奨学資金 公立18,000円（自宅外23,000円） 私立30,000円（自宅外35,000円）

・通学定期購入費 月額交通費に応じて月額5,000円～30,000円を貸与

・通学用電動アシスト自転車購入費 上限10万円

4 奨学資金に係る債権管理体制の強化（高校教育課）

(1) 奨学資金収納促進員等の配置

（公財）兵庫県高等学校教育振興会に収納促進員等を配置し、奨学資金返還事務の促進を図る。

(2) 債権回収業者への業務委託

過年度滞納債権のうち一定期間納付実績のない指導困難債権について、債権回収業者へ業務委託し、回収率の向上を図る。

5 被災児童生徒就学支援等事業（財務課・義務教育課・高校教育課・体育保健課）

本県に避難している幼児の保育料等の軽減、児童生徒の就学費用の援助等を、国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用し実施する。

基本的方向 3 家庭の教育力の向上

【基本的な考え方】

家庭は、教育の原点であり、家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることが重要である。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりなど、家庭教育への支援に取り組む。

〔指 標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
P T C A活動参加者数	18,201 人（H24）	毎年度 18,000 人以上
市町における子育て家庭を対象とした講座への参加者数	（H26 調査）	現状値把握のうえ設定
まちの子育てひろば事業実施箇所数	2,116 箇所（H24）	2,230 箇所
未就園児及びその保護者を対象とした教育相談・保育等を実施する公立幼稚園の割合	47.2%（H24）	52%
乳幼児子育て応援事業を実施している私立幼稚園数（累計）	193 園（H24）	232 園
乳幼児子育て応援事業を実施している保育所数（累計）	403 園（H24）	510 園

施策1 親の学び及び子育て力向上への支援

取組1 親としての学びへの支援の推進

- ・子どもを育てる中で親が親として成長するための学びを支援するため、子どもとのかかわりや子どもの生活習慣づくり、保護者同士の交流等の機会・場や情報の提供、相談窓口の開設等を行う。

〔主要事業〕

1 ひょうご家庭応援県民運動の推進支援（男女家庭課）

県民一人一人が、家族・家庭の大切さを考え、きずなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開を支援する。

(1) 「家族の日」運動の普及推進

写真コンクールの開催、啓発ポスターの作成

(2) 「ひょうご家庭応援県民大会」の開催（平成 26 年 11 月）

2 こどもの館の新展開（少子対策課）【再掲】

乳幼児期における教育の全県拠点施設としての機能の充実と、乳幼児虐待等の現代的課題への対応能力の向上を推進する。

(1) 自然体験活動の促進に向けた実践研究

(2) 乳幼児期における教育の充実に資する調査研究

- 3 子育て応援テレビ番組「子育て情報ランド」の制作・放送（少子対策課）
結婚・妊娠・出産適齢期や家族の大切さ、子どもの正しい生活習慣を啓発するとともに、子育ての不安解消につながる番組を放送する。
- 4 父親の子育てへの参画促進（男女家庭課）
職域・地域で男性の家事・育児への参画を促進する「お父さん応援講座」を開催し、子育てをしやすい家庭・地域づくりを進めるほか、男性が子育てに専念している事例を企業向けに情報発信するなど、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進する。
- 5 「お父さんプロジェクト」の推進（男女家庭課）
地域活動の新たな担い手として活躍できる人材を育成するため、お父さん応援フォーラムを開催するなど、父親（男性）の子育てや地域活動への参画の裾野を広げるきっかけづくりを支援する。

取組2 地域ぐるみの子育て支援の推進

・地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中での家庭教育の充実を図るため、地域の人たちが気軽に子育ての応援や相談をし合える環境の整備や、子育て支援団体や機関相互の連携強化によるネットワーク活動の充実など、地域ぐるみの子育て支援を推進する。

〔主要事業〕

- 1 まちの子育てひろば事業の推進（少子対策課）【再掲】
子育て中の親子が気軽に集い、不安の解消や情報交換ができる場として開設されている「まちの子育てひろば」の活動を支援する。
 - (1) まちの子育てひろばコーディネーターによる活動支援
 - (2) 「動く・こどもの館号」の派遣
 - (3) ひろばアドバイザーの派遣 等
- 2 子育て応援ネットの推進（少子対策課）
地域女性団体ネットワーク会議が中心となって市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭応援推進員等が登下校時の見守り、声かけやイベント、SOSキャッチ活動等を行う。
 - (1) SOSキャッチ専門研修の実施
 - (2) 地域ネットワーク交流大会、全県大会の開催
 - (3) 市町推進母体への助成
- 3 子育て元気アップ活動の助成（少子対策課）
結婚から子育てまで、少子化対策をとりまく多様な課題解決に果敢に挑戦するNPO等の取組を支援する。

取組3 家庭教育の重要性についての啓発の促進

・子どもたちの心身の調和の取れた発達を促す家庭教育を支援するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校における日常生活・学習指導、PTA活動等を通じ、食育、家庭学習などの基本的な生活習慣、学習習慣の確立等、家庭教育の重要性について啓発する。

〔主要事業〕

- 1 子育て応援テレビ番組「子育て情報ランド」の制作・放送（男女家庭課）【再掲】
結婚・妊娠・出産適齢期や家族の大切さ、子どもの正しい生活習慣を啓発するとともに、子育ての不安解消につながる番組を放送する。
- 2 私立幼稚園親子学級開設費補助事業（教育課）【再掲】
幼児の親等、幼児教育に関心を持つ者が園児等とともに学ぶことにより、幼児に対する正しい理解を高め、子どもとのふれあいや親同士、地域の異年齢児や異世代の人々との交流を深めるために親子学級の開設を支援する。
- 3 わくわく幼稚園開設事業（教育課）【再掲】
幼稚園や保育所に通っていない在宅児童（概ね3～5歳児）を対象に、地域の私立幼稚園で、在園児と同等の基本的な生活習慣（しつけ・マナー）を身に付ける専門的教育を行う。
- 4 わくわく保育所開設事業（児童課）【再掲】
保育所や幼稚園に通っていない在宅児童（概ね3～5歳児）を対象に、小学校での生活にスムーズに馴染み、学習できるようにするため、民間保育所で基本的な生活習慣や集団生活を身に付けさせていく体験保育等を行う。
- 5 私立幼稚園乳幼児子育て応援事業（教育課）【再掲】
地域の幼児教育センターとして、在宅乳幼児（0～2歳児）の子育てを支援するため、地域の私立幼稚園で幼児教育体験や親子交流会を実施する。
- 6 保育所乳幼児子育て応援事業（児童課）【再掲】
保育所や幼稚園に通っていない乳幼児（0～2歳児）とその親を対象に、民間保育所においてしつけについての学習や集団行動等の体験学習を行う。
- 7 P T Aによる学校、家庭、地域の連携強化事業（社会教育課）
P T Aが核となり、地域住民の支援を得ながら、家庭教育の支援活動や学校内外の教育環境の改善事業等を実施し、P T A活動の活性化や学校、家庭、地域の連携強化を図る。
 - (1) 全県・地区別研究大会の実施
 - (2) P T C A教育支援活動への支援

基本的方向 4 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

【基本的な考え方】

子どもたちが地域の中で多様な学びと交流による経験豊かな成長がかなえられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもたちの教育に取り組むことが重要である。

このため、地域が主体的に学校運営に参画し、効果的な学校支援活動を行うことなど地域ぐるみで子どもを育成する体制づくり、学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校の緊密な連携等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
地域の子どもは伸び伸びと育っていると思う人の割合	62.7%（H25）	63%
地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加している人の割合	22.1%（H25）	23%
登下校の見守り活動が行われている学校の割合（小）	96.4%（H23）	100%
地域住民の参画による学校地域連携の仕組みを有する学校数（政令市、中核市除く）（小・中）	26校（H25）	330校
ひょうごっ子・ふるさと塾事業実施数	45箇所（H24）	100箇所
学校関係者評価を公表（広く公表）している学校の割合（幼・小・中・高・特）	94.9%（H24）	100%

施策 1 地域ぐるみでの子ども育成

取組 1 地域が学校を支える活動の促進

- ・地域が学校を支える活動を促進するため、地域における子育て家庭への支援や放課後等における子どもの安全で健やかな居場所確保、学校支援活動等を継続的に実施する体制を構築するとともに、連携を円滑に進めるコーディネーター機能の充実を図る。

〔主要事業〕

1 ひょうご学校支援地域本部事業（社会教育課）

学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、地域住民による学校支援活動の活性化を図るため、各市町が設置する学校支援地域本部に地域コーディネーターを配置するなど、学校支援ボランティア活動を促進する。

- (1) 運営協議会の設置（県）
- (2) 学校支援地域本部事業の設置（市町）

地域コーディネーターの配置

学校支援ボランティア活動（各小中学校単位）

2 ひょうご放課後プラン事業（社会教育課・児童課）

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、児童の健全育成を図るため、放課後子ども教室や放課後児童クラブを設置し、居場所づくりを推進する。

(1) 放課後子ども教室

対 象 小学生

実施回数 週 1 ～ 6 日

教室数 250 教室（政令・中核市除く）

(2) 放課後児童クラブ

対象 小学生(10人以上)

実施回数 週5日以上

クラブ数 449 クラブ（政令・中核市除く）

(3) 小規模児童クラブ

対象 小学生(4～9人)

実施回数 週5日以上

クラブ数 40 クラブ（政令・中核市含む）

(4) ひょうご放課後プラン指導者等研修

3 地域で“ 共育 ”土曜チャレンジ学習事業（社会教育課）【再掲】

多様な経験や技能をもつ地域の人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日ならではの体系的・継続的なプログラムを実施し、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日の教育活動を実現する。

4 P T Aによる学校、家庭、地域の連携強化事業（社会教育課）

P T Aが核となり、地域住民の支援を得ながら、家庭教育の支援活動や学校内外の教育環境の改善事業等を実施し、P T A活動の活性化や学校、家庭、地域の連携強化を図る。

全県・地区別研究大会の実施

P T C A教育支援活動への支援

5 ひょうご社会教育活性化支援事業（社会教育課）

公民館等の社会教育施設を活用し、地域課題の解決に向けたプログラムを開発するとともに、社会教育指導者の資質能力の向上を図る。

(1) 家庭教育支援

(2) 地域振興支援

(3) 防災拠点形成支援

施策2 地域の中の学校づくりの推進

取組1 開かれた学校づくりの推進

・保護者や地域住民による学校への理解の向上を進めるため、学校評議員制度の推進や学校関係者評価、オープンスクールの実施などにより、教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に地域に提供する。

〔主要事業〕

1 学校評価の推進（教育企画課）【再掲】

「学校評価ハンドブック」等を活用した学校自己評価及び学校関係者評価の充実・改善を図る。

学校自己評価 : 実施 100% 公表 98.2% (H24)

学校関係者評価: 実施 100% 公表 95.0% (H24)

2 オープンスクール（学校公開）の充実（教育企画課）

普段の学校の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開する「オープンスクール」の充実を図り、開かれた学校づくりを推進する。

3 オープン・ハイスクールの推進（高校教育課）

県立高等学校を開放し、中学生やその保護者、中学校の教員及び地域住民等が高等学校の教育内容について理解を深める取組を推進する。

取組 2 地域と連携した学校教育活動の推進

- ・学校の教育活動に地域住民が参画する取組を推進するため、学習支援活動、部活動の指導、子どもの安全確保、学校行事の運営支援等の学校の教育活動に対し、学校のニーズに応じたボランティア人材の活用や、環境体験事業やトライやる・ウィーク等を実施する。

〔主要事業〕

1 道徳教育推進事業（義務教育課）【再掲】

児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどの道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進する。

- (1) 道徳教育実践推進協議会の設置（年3回）
- (2) 道徳教育実践研究事業（推進地域：県内10地域）
- (3) 道徳教育実践研修（全県研修及び地区別研修）
- (4) 道徳教育実践研究のまとめの作成

2 いきいき運動部活動支援事業（体育保健課）【再掲】

中学校・高等学校の運動部活動における体罰の根絶と望ましい部活動の推進を図るため、教職員研修資料「いきいき運動部活動」（平成25年度作成）を活用するとともに、科学的な指導方法について助言等を行う地域のスポーツ指導者等を公立中・高等学校に派遣する。

- (1) 「いきいき運動部活動支援員」の派遣
- (2) 指導者研修会

3 学校安全体制の整備推進（体育保健課）【再掲】

各学校の安全上の課題を踏まえた学校安全計画に基づき、安全のための組織的な体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関との連携による子どもの安全確保を図るため、市町教育委員会や各学校における危機管理マニュアルなどを活用した学校危機管理対策を推進する。また、「学校安全講習会」を開催し、学校安全の徹底を図る。

4 通学路安全推進事業（体育保健課）

通学路の交通安全を確保するため、特に対策が必要な市町に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言を行い、学校、教育委員会、関係機関等との連携による安全対策の充実を図る。

- (1) 連絡協議会の設置
- (2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

5 環境体験事業（義務教育課）【再掲】

自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域住民の協力を得て、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

対 象 全公立小学校3年生（770校）

実施回数 年間3回以上

6 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進（義務教育課）【再掲】

地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を、家庭・地域社会との連携のもと実施する。

対 象 全公立中学校・中等教育学校及び市立特別支援学校中学部2年生（364校）

期 間 6月または11月を中心とする1週間

7 地域に活かす「トライやる」アクションの推進（義務教育課）

休日や長期休業中等に、中学生が地域に貢献する活動や「トライやる・ウィーク」の活動を継続する取組を校区推進委員会の支援のもと実施する。

基本方針 4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人一人がその生涯を通じて、生きがいを持って、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものである。

このため、以下の3つの基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

基本的方向 1 生涯を通じた学びの機会・場の充実

【基本的な考え方】

県民一人一人が、その生涯を通じて、様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動をもたらす、豊かな心を育むものである。また、現代的な課題について学び、課題の解決に取り組むことは、豊かな社会の創造に寄与する。

このため、兵庫の歴史、芸術文化など豊かな資源をいかした多様な社会教育・生涯学習基盤の整備を図る。また、社会人として必要な学習課題と県民の学習ニーズを踏まえ、実践を通じて学び続ける学びの循環を可能とする学習機会の充実、学びと実践を一体化させるための社会教育指導者・生涯学習支援者等高度な専門性を持った人づくり、広く県民への学習情報の提供等に取り組む。

【指 標】

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
美術館・博物館における特別展等の内容に満足している来館者の割合	90.2%（H25）	毎年度 90%以上
社会教育施設の総利用者数（アウトリーチ含む）	1,887,455 人（H24）	2,000,000 人
社会教育施設の講座やイベント・アウトリーチの実施回数	2,799 回（H24）	毎年度 2,800 回以上
目的を持って学んでいるものがある人の割合	40.7%（H25）	41%
高齢者大学講座の受講者数	3,139 人（H24）	3,150 人
生涯学習情報ネットワークシステムのアクセス件数	680 千件（H24）	730 千件
人と自然の博物館における共生博物館地域研究員の養成人数	199 人（H24）	235 人
社会教育関係職員等研修受講者数（のべ人数） （累計）	306 人（H24） （社教 153 人、嬉野 153 人）	1,500 人 （社教 700 人、嬉野 800 人）
生涯学習リーダーバンクの登録者数	231 人（H24）	255 人

社会教育施設：県立美術館、県立人と自然の博物館、県立図書館、県立歴史博物館、県立考古博物館、県立コウノトリの郷公園、兵庫陶芸美術館

施策1 社会教育・生涯学習基盤の整備

取組1 社会教育・生涯学習施設の機能強化・活性化の推進

・県民が美術館・博物館等の社会教育施設を利用する機会の充実を図るため、アウトリーチ活動の積極的な展開等により、多様な学習ニーズに対応した生涯学習プログラムを提供する。また、子どもの読書活動を推進するため、「ひょうご子どもの読書活動推進計画」に基づき、県立図書館における資料の整備や調査相談業務の充実、市町立図書館への積極的な支援・協力をを行う。

〔主要事業〕

1 県立美術館 - 「芸術の館」 - の運営（社会教育課）

(1) 特別展の開催

展覧会名	期 間	概 要
夢見るフランス絵画 - 印象派からエコール・ド・パリへ -	平成 26 年 4 月 12 日 ～ 6 月 1 日	モネ、ルノワール、ユトリロ、シャガールなど、日本でも人気の高い画家の作品約 70 点を展示
東京・ソウル・台北・長春 - 官展にみる近代美術	平成 26 年 6 月 14 日 ～ 7 月 21 日	20 世紀前半に開催された官設美術展覧会を軸に、日本、韓国、台湾の個性豊かな近代美術を紹介
宝塚歌劇 100 周年記念宝塚歌劇 100 年展 - 夢、かがやきつづけて -	平成 26 年 8 月 5 日 ～ 9 月 28 日	宝塚歌劇に関する貴重な舞台資料、映像資料を展示し、宝塚歌劇 100 年の歩みを紹介
だまし絵	平成 26 年 10 月 15 日 ～ 12 月 28 日	マグリット、ダリ、エッシャーの巨匠から現代の若手作家も含め約 80 点を展示
日本スイス国交樹立 150 周年記念 フェルディナント・ホドラー展（仮題）	平成 27 年 1 月 24 日 ～ 4 月 5 日（予定）	ホドラーの代表作を含む油彩画約 60 点、素描約 20 点を展示し、群像表現や風景画に見られる傾向をわかりやすく解説

(2) 「県美プレミアム」の開催

(3) 県展の開催

(4) 様々な芸術との融合事業の実施

2 県立美術館の元気づくり事業（社会教育課）

県立美術館への来客を促進するため、アウトリーチ活動や、学校、親子等での美術鑑賞を推進する活動等を実施する。

(1) ギャラリー棟のさらなる活用（KEN-Vi 文化セミナーの開催、若手作家の発掘育成等）

(2) こどもの来館促進（こどもイベント・親子鑑賞会の開催、出前授業の実施等）

(3) アウトリーチ活動の充実（県内の文化施設等で特別展等の出張解説会を実施）

(4) 屋外アート等の鑑賞促進（県立美術館屋外彫刻の解説会 等）

3 県立人と自然の博物館の運営（社会教育課）

展覧会名（仮称）	期 間（予定）	概 要
収蔵コレクション展「ゾルンフォーフェンの化石コレクション」展	平成 26 年 7 月 19 日 ～ 11 月 3 日	ドイツ 3 大化石の産地ゾルンフォーフェンから算出された本館収蔵の貴重な化石 19 点を展示
震災 20 年 阪神・淡路大震災からの復興～市民まちづくりとみどりのネットワークの奇跡～	平成 26 年 10 月 4 日 ～ 1 月 17 日	震災時の写真と復興へのみちのりをパネルと写真で展示
震災 20 年 ひょうごの活断層はぎとり展示	平成 26 年 11 月 8 日 ～ 1 月 17 日	本館収蔵の活断層のはぎとり標本を展示し、地震が生じるメカニズムを学ぶイベントをあわせて展示

4 兵庫陶芸美術館の運営（芸術文化課）

陶芸に関する県民の教養を高めるとともに、陶芸文化の発展に寄与するため、陶芸をテーマとした展覧会の開催や、やきものの伝統と文化、技術を伝承する。

5 横尾忠則現代美術館の運営（芸術文化課）

横尾忠則氏の作品を中心として、現代美術に触れることのできる場として、展覧会や公開制作など多彩な事業を展開する。

6 県立尼崎青少年創造劇場の運営（芸術文化課）

青少年の自由な創造活動を促進するため、多彩な事業を実施する。

(1) 鑑賞劇場等事業の実施

(2) ピッコロ劇団の運営

(3) ピッコロわくわくステージの開催（県内公立中学校約 32 校約 4,800 人対象）

7 コウノトリの野生化推進事業（社会教育課）

「コウノトリ野生復帰グランドデザイン（平成 23 年度策定）」に基づき、野外及び飼育個体群の維持や自活の促進、南但馬地域や県外への生息域の拡大に取り組むとともに、福井県に貸し出したコウノトリの飼育・繁殖への支援等を実施する。

(1) 野生馴化訓練の実施

(2) 普及啓発・環境教育の推進（出前講座の実施、環境教育プログラム開発等）

(3) コウノトリ（飼育個体）の遺伝情報の解析

(4) コウノトリ国際学術共同研究の実施

8 県立芸術文化センターの運営（芸術文化課）

心の復興・文化の復興のシンボルとして、また、自らを創造し、県民とともに創造するパブリックシアターとして様々な講演を実施する。

(1) 自主制作をはじめとする講演事業の実施

芸術監督等プロデュース事業 6 事業 16 公演

招聘・提携・共催事業 105 事業 150 公演

(2) 兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営

9 人と防災未来センターの運営（防災企画課）

阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するため、人と防災未来センターにおいて、震災の経験と教訓を伝える展示や風水害等の自然災害に関する展示を行うなど、防災に関する知識・技術の普及を図る。

施策2 学びの循環を可能とする学習機会の充実

取組1 ライフステージ等に応じた学習機会の充実

・青少年、成人、高齢者などのライフステージに応じた学習や、地域づくり活動、男女共同参画、環境問題、人権教育、消費者教育等の様々な課題に係る学習など、「個人の要望」と「社会の要請」を踏まえた県民への学習機会を提供する。

〔主要事業〕

1 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業（青少年課）

青少年のふるさと意識を醸成するため、身近な地域での社会体験や豊かな自然に触れる体験を提供する取組を支援する。

2 「ふるさとづくり青年隊」事業（青少年課）

地域の活性化や課題解決に取り組む団体等と連携して、若者のふるさとへの関心や地域貢献への意識を高め、地域づくりの核となる人材を育成する。

3 消費者教育推進計画「ひょうご消費者学習プラン（仮称）」の策定（消費生活課）

幼児期から高齢期までの生涯を通じて、様々な場において学習する機会を提供し、総合的、体系的に消費者教育を推進するため、目指すべき方向性や今後の対応方策等を示す消費者教育推進計画を策定する。

4 高齢者の生きがいづくりのための学習機会の提供（県民生活課）

(1) いなみ野学園

4年制大学講座（学年定員4学科340人）

大学院講座（学年定員50人）

(2) 高齢者放送大学（定員500人）

(3) 阪神シニアカレッジ

4年制大学講座（学年定員3学科150人）

ひと・まち創造講座（学年定員30人）

5 ひょうご社会教育活性化支援事業（社会教育課）【再掲】

社会教育の活性化を図るため、公民館等の社会教育施設を活用した地域の現代的課題解決に係る先進的な取組を支援する。

(1) 家庭教育支援

(2) 地域振興支援

(3) 防災拠点形成支援

6 県民交流広場事業（協働推進室）

県民一人一人が、身近な地域を舞台に、多彩な分野で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費の助成を行うとともに、地域コミュニティの担い手の確保や広場のネットワーク化を応援し、参画と協働によるコミュニティづくりを拡げる。

取組2 学びと実践の一体化の視点に立った学習活動の支援

- ・学習と活動の場を結びつける仕組みを構築し、学習の成果を地域での活動にいかす機会を充実するとともに、地域課題解決に取り組む県民の自主的な学習活動への支援を行う。

【主要事業】

1 こころ豊かな人づくり500人委員育成事業（青少年課）

青少年育成活動や地域づくり活動に積極的に参画する担い手を育成するため、（公財）兵庫県青少年本部において、500人委員会OB会等で構成する実行委員会を設置し、セミナーや交流活動を行う。

2 ふるさとひょうご創生塾の開設（県民生活課）

地域づくり活動のリーダーを育成するため、活動実践に不可欠な知識・技能を学ぶ講座を開設する。

3 コミュニティ応援隊の派遣（協働推進室）

地域社会において「実践と一体となった学び」に重点を置いた生涯学習活動への支援を行うため、地域コミュニティの再生や地域課題解決に取り組む県民の自主的な学習活動への講

師派遣等の支援を行う。

4 生涯学習リーダーバンクの運営（県民生活課）

自らの学習によって得た知識・技能をいかして、学習グループ等の活動を支援することを希望する者を公募し、登録する「生涯学習リーダーバンク」を運営する。

施策3 社会教育・生涯学習を支える人材の育成と情報提供の推進

取組1 指導者の専門性向上のための研修の実施

・社会教育・生涯学習を支える人材を育成するため、社会教育指導者や社会教育関係職員等の研修等、専門性を高める講座の充実を図る。また、県民の学習活動を総合的に支援するため、(公財)兵庫県生きがい創造協会において、インターネットを活用した学習情報の提供、学習機関のネットワークづくりに取り組む。

〔主要事業〕

1 社会教育指導者の派遣及び研修（社会教育課）

市町教育委員会に社会教育主事を派遣し、社会教育の振興を図るとともに、社会教育の専門職員としての職務を遂行するために必要な知識・技能の習得を図り、指導者としての資質向上を図る。

2 社会教育関係職員等研修（社会教育課・県民生活課）

社会教育にかかわる職員を対象に、職務を遂行するために必要な専門的知識・技能について研修を行い、指導者としての資質向上を図る。

3 生涯学習情報コーナーの運営（県民生活課）

県内学習機関の連携のもと、県民への学習情報の提供や学習相談・アドバイスなど、県民の生涯学習を支援する。

4 生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」(県民生活課)

インターネットを活用し、県内の学習機関の講座情報等を一元的に提供するとともに、学習を実践に結びつけるため、兵庫県エリアの地域SNS「ひよこむ」と連携を図り、県民の学習活動を支援する。

基本的方向 2 文化財の保存・活用

【基本的な考え方】

本県は、多様な自然・風土のもと、それぞれの地域独自の多彩な歴史と文化を育んでおり、そうした豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えるとともに、それらを活用することにより、伝統の息づく新たな地域文化を創造することが重要である。

このため、地域住民の心の拠り所となる文化財の健全な保存、歴史文化遺産をいかした学びや地域づくりへの支援を通じて、歴史文化に根ざした地域の活性化等に取り組む。

〔指 標〕

指標名	現状値（年度）	H30 目標値
住んでいる地域には、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合	47.5%（H25）	48%
考古博物館におけるボランティア（考古楽 者）研修修了人数	290 人（H24）	400 人
「ひょうごヘリテージマンス」における歴 史文化遺産を活用した事業の実施件数	112 件（H24）	200 件

施策 1 文化財の保存及び整備

取組 1 歴史文化遺産の保存と整備

・多様な自然・風土を有する本県が育んできた豊かな歴史文化遺産を後世に継承するため、地域独自の豊かな歴史文化遺産の保存・整備を行う。

〔主要事業〕

1 文化財の指定及び登録（文化財課）

県内の文化財について、兵庫県文化財保護条例に基づき、重要なものを指定文化財に指定するとともに、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録文化財に登録する。

2 指定文化財の保存整備（文化財課）

国及び県指定文化財の保護に必要な修理、防災、環境整備事業等の実施に対し補助する。

3 埋蔵文化財の保存調査（文化財課）

大規模開発事業等が予定されている地域を中心に埋蔵文化財の分布調査を実施し、遺跡の周知を図り、保護対象の資料とする。

4 県立歴史博物館の運営（文化財課）

(1) 特別展・特別企画展の開催

展覧会名	期 間	概 要
2014 年 NHK 大河ドラマ 特別展「軍師官兵衛」	平成 26 年 3 月 21 日 ～ 5 月 6 日	平成 26 年の NHK 大河ドラマと連動し、黒田官兵衛ゆかりの品々や、同時代の歴史資料などを紹介
こどもの科学 - ふしぎ 玩具のいま・むかし -	平成 26 年 7 月 5 日 ～ 8 月 31 日	江戸時代以来の科学玩具を展示し、子どもたちの夏休みの自由研究・工作へのヒントを提供
播磨と本願寺 - 親鸞・ 蓮如と念仏の世界 -	平成 26 年 9 月 27 日 ～ 11 月 30 日	播磨に展開した念仏信仰と浄土真宗の多彩な歴史を紹介

(2) 歴史博物館ネットミュージアム「ひょうご歴史ステーション」のコンテンツ充実

5 県立考古博物館の運営（文化財課）

(1) 特別展・企画展の開催

展覧会名	期 間	概 要
古代官道 山陽道と駅家 ^{うまや} - 律令国家を支えた道と 駅 -	平成 26 年 4 月 19 日 ～ 6 月 22 日	全国的にも最先端の実績がある「古代官道」 の調査研究成果を一挙に公開し、奈良時代の 人々と交通のかかわりを探る
兵庫五国の考古学 - 官兵 衛を巡る五国の城 -	平成 26 年 7 月 12 日 ～ 9 月 7 日	NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」にちなみ、 姫路城や三木城など戦国時代のひょうご五国 の代表的な城館とその出土品を紹介
鉄道がきた！ - 舟運・海 運・馬車道・鉄道 -	平成 26 年 10 月 4 日 ～ 11 月 30 日	県内の鉄道関連遺跡からの出土品などから、 鉄道を基軸に、舟運や海運、馬車道等、交通 網の発展と地域産業とのかかわりに迫る
ひょうごの遺跡 2015 - 調 査研究速報 -	平成 27 年 1 月 17 日 ～ 3 月 29 日	兵庫県が実施した発掘調査と出土品整理によ る最新の調査研究成果を一堂に公開

(2) ひょうご考古学まるごとミュージアム事業

県内における考古学分野の中核施設として、市町等の資料館・博物館とのネットワークを活用した事業を展開する。

施策2 歴史文化遺産をいかした学びや地域づくりの推進

取組1 歴史文化遺産の保存・活用と人材の育成

・歴史文化遺産をいかしたまちづくりやそれを実践・支援することができる人づくりを推進するため、県立考古博物館の活動支援ボランティアやヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）等の養成・活用を図る。

〔主要事業〕

1 文化遺産を活かした地域活性化の推進（文化財課）

地域の伝統芸能の公開・体験や後継者養成など、多様で豊かな文化遺産を活用した地域の取組を支援するとともに、養成したヘリテージマネージャーとともに歴史文化遺産を地域づくりに活かす取組を推進する。

2 考古楽者養成事業（文化財課）

考古学を中心とした座学や技術習得を行い、考古博物館の活動を支援するボランティア（考古楽者）を養成・活用を図る。

3 黒田官兵衛・播磨国風土記関連文化財を活かした地域再発見事業（文化財課）

大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映や播磨国風土記 1300 年、文化財保護条例制定 50 周年を契機とし、関連文化財を活かした地域再発見事業を展開する。

(1) 記念フォーラムの開催

(2) ゆかりの地散策ツアーの実施

(3) 連続歴史講座の開催（県立歴史博物館、県立考古博物館、県立図書館）

基本的方向3 「スポーツ立県ひょうご」の実現

【基本的な考え方】

すべての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、ともに支えあう兵庫のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現が求められている。

このため、「スポーツクラブ21ひょうご」等を通じた子どもから高齢者までの世代を超えた交流を含む生涯スポーツの充実、ジュニア期からトップレベルまでの一貫した指導体制による競技スポーツレベルの向上、障害者スポーツに関する環境の整備、大学や企業、NPO法人等と連携・協働した取組によるスポーツ環境の整備等に取り組む。

〔指標〕

指標名	現状値(年度)	H30目標値
スポーツをする児童生徒の割合(授業を除き週1時間以上)(小・中・高)	小 49.7% (H24) 中 80.4% (H24) 高 52.5% (H24)	小 78% 中 87% 高 78%
親子で行うスポーツプログラムを実施するスポーツクラブ21ひょうごの割合	62.0% (H24)	88%
年間を通じてスポーツを実施する成人の割合(週1回以上)	59.4% (H24)	69%
大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催に取り組むスポーツクラブ21ひょうごの割合	3.0% (H24)	38%
気軽に参加できる生涯スポーツ大会数	54大会 (H24)	85大会
国内外で活躍する本県選手数	514人 (H24)	540人
障害のある人のスポーツ参加者数	8,628人 (H24)	13,200人

施策1 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進

取組1 生涯スポーツの振興

・成人のスポーツ実施者の増加を図るため、「スポーツクラブ21ひょうご」を核として、ニュースポーツの普及やスポーツ環境を整備し、スポーツボランティアの養成も含め、誰もが様々な形態(する、みる、ささえる)でスポーツに参画できる機会を増やす。

〔主要事業〕

1 神戸マラソンの開催(スポーツ振興課)

ランニングを核とした県民スポーツの振興を図り、震災の復旧・復興における経験と教訓、兵庫・神戸の魅力を国内外に発信するため、「第4回神戸マラソン」を開催する。また、震災20年にあたる今大会は、「感謝と友情」のテーマをより重視した事業展開を図る。

時 期 平成26年11月23日(日)

コ ー ス スタート(神戸市役所前)～折り返し(明石海峡大橋(舞子公園付近))
～フィニッシュ(ポートアイランド(市民広場周辺))(予定)

開催規模 約2万人(予定)

- 2 「スポーツクラブ 21 ひょうご」と連携した「スポーツ立県ひょうご」創造事業
(スポーツ振興課)
- 「スポーツクラブ 21 ひょうご」を核とし、大学・企業と連携して取り組む実践交流会や、スポーツイベント等を実施する。
- (1) 全県推進委員会の開催
 - (2) 全県スポーツサミットの開催
 - (3) ブロック別交流スポーツ行事・研修会の開催
- 3 「関西マスターズスポーツフェスティバル」の開催(スポーツ振興課)
- 「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」開催に向け、生涯スポーツのすそ野を広げるため、ひょうご生涯スポーツ大会の競技種目を増やすとともに、オープン型大会へ改編した「関西マスターズスポーツフェスティバル」等を開催する。
- (1) 総合開会式の実施(平成 26 年 5 月 31 日 県立三木総合運動公園)
 - (2) 種目別大会の開催(平成 26 年 4 月～27 年 3 月 県内各地で開催)
 - (3) スポーツ体験コーナー(平成 26 年 11 月 23 日 神戸しあわせの村)
 - (4) 「ひょうご de スポーツ推進月間」の展開(10 月～11 月)
 - (5) スポーツ推進フォーラムの開催(平成 26 年 10 月)
- 4 「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の開催準備(スポーツ振興課)
- 生涯スポーツの国際総合大会である「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」を開催するため、関西広域連合に設置される準備委員会に対し負担金を拠出する。
- 5 台湾高校生との交流野球の実施(体育保健課)
- 台湾の高校野球チームを受け入れ、高校野球交流を通して、相互に競技力や指導方法の向上を図るとともに、国際理解や国際親善を深める。
- 実施日程 平成 26 年 11 月 20 日(木)～25 日(火)
- 実施場所 明石トーカ口球場 等
- 人 数 本県高校生 90 人、台湾高校生 18 人

取組 2 競技スポーツの振興

- ・競技スポーツの振興を図るため、競技をはじめの入口からジュニア期、トップレベルに至るまでの一貫指導体制を強化するとともに、各種競技団体等のニーズに対応した指導者養成研修会等の実施による質の高いスポーツ指導者を育成する。

〔主要事業〕

- 1 第 2 期新兵庫県競技力向上事業～世界にはばたけ兵庫プロジェクト～(スポーツ振興課)
- 選手の発掘からトップアスリートの育成までの系統的な指導体制の構築を図り、トップアスリート層の拡大、次世代を担うジュニア選手の発掘・育成や若手指導者の資質向上を図る。
- [選手強化事業]
- (1) 未来のスーパーアスリート支援事業
- 国際大会や全国大会に出場する中学生・高校生・大学生等を擁する競技団体が取り組む高い効果が期待できる選手強化策に対する支援を行う。
- (2) 重点競技強化事業(好成績が期待できる競技等への重点的支援)
 - (3) スポーツ指導者海外派遣補助事業
 - (4) 一般強化事業(40 競技団体の競技力向上に向けた支援)

(5) ジュニア特別強化事業（優れたジュニア選手を対象とした強化合宿・練習会等の支援）
[選手育成事業]

(1) ジュニア選手の発掘・育成プログラム

ゴールデンエイジ・プロジェクト（４年生以上の小学生対象）

地域における重点育成競技（小・中学生対象）（ボート、自転車、カヌー等 ５競技）

ジュニアスポーツ教室（小・中学生対象）

オリンピック出場選手等によるスポーツ教室（JOC パートナー都市協定を活用）

(2) 選手サポートプログラム（大学研究機関と連携した能力トレーニングの開発及び測定）

2 「はばタンスポーツ基金」事業（スポーツ振興課）

のじぎく国体・大会を契機として設置した「はばタンスポーツ基金」を活用し、国際大会や全国規模の大会等を誘致し、質の高い競技や選手を観戦する機会を県民に提供する。

取組３ 障害者スポーツの推進

・障害のある人が多様なスポーツ活動に参加する機会の拡大を図るため、障害者スポーツの指導のための講習会等の充実や、障害者スポーツ団体と学校、「スポーツクラブ 21 ひょうご」等との連携を図る。また、競技団体に対する設立支援、県大会開催、全国大会への選手派遣等組織強化のための支援を行う。

〔主要事業〕

1 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催（障害者支援課）

「のじぎく兵庫大会」を記念したスポーツ大会の実施により、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の社会参加と県民の障害者への理解を促進する。

2 県立障害者スポーツ交流館等の運営（障害者支援課）

障害者スポーツの振興拠点として「県立障害者スポーツ交流館」及び「ふれあいスポーツ交流館」を運営する。

3 「はばタンスポーツ基金」活用事業（障害者支援課）

のじぎく国体・大会を契機として設置した「はばタンスポーツ基金」を活用し、競技別全国大会への派遣及び競技団体設立等の支援を行う「はばタン障害者スポーツ振興事業」を実施する。

第2期「ひょうご教育創造プラン」平成26年度実施計画事業体系表

	基本的方向	施策	事業	担当課
基本方針1 自立して未来に挑戦する態度の育成	基本的方向1 社会的自立に向けたキャリア形成の支援	施策1 キャリア形成の支援	小学校教員用「キャリア教育指導資料」の作成 (H26新) 中学校「キャリアノート」モデルの作成 (H26新) 高等学校「兵庫型高校生キャリアノート」の作成 (H26新) 地域キャリア教育支援推進事業 (H26新) 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～ 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～	義務教育課 義務教育課 高校教育課 高校教育課 義務教育課 高校教育課 高校教育課
	基本的方向2 兵庫型「体験教育」の推進	施策1 発達段階に応じた体験活動の推進	環境体験事業 自然学校 グリーンスクール表彰 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進【再掲】 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～ 地域に活かす「トライやる」アクション 南但馬自然学校 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～【再掲】 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～【再掲】 福祉教育の推進 高校生・ふれあい育児体験 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業 (H26新) 私立中学校社会体験活動推進事業費補助 ひょうごエコっこ育成事業 (H26新) ものづくり体験館体験事業	義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 特別支援教育課 教育課 環境政策課 能力開発課
	基本的方向3 グローバル化に対応した教育の推進	施策1 国際化に対応した教育の推進 施策2 伝統と文化に関する教育の推進	グローバル・イングリッシュ・プロジェクト 英語授業の改善 スーパー・グローバル・ハイスクール事業 (H26新) 英語担当教員の指導力向上事業 (H26新) 海外留学チャレンジプラン 国際交流（高校生・教員）推進事業 ロシアハバロフスク地方との交流推進 ロシアハバロフスク地方との交流推進 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～ 中学校総合文化祭 兵庫県高等学校総合文化祭 高等学校日本の歴史及び文化に係る学習の充実 郷土伝統芸能の継承 ピッコロわくわくステージ 伝統文化体験事業（伝統文化体験フェスティバル） 伝統文化体験事業（伝統文化体験教室） 県民芸術劇場 県立ピッコロ劇団ファミリー公演	高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 社会教育課 スポーツ振興課 義務教育課 義務教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 芸術文化課 芸術文化課 芸術文化課 芸術文化課 芸術文化課
基本方針2 「生きる力」を育む教育の推進	基本的方向1 「確かな学力」の育成	施策1 学力向上施策の充実	小・中学校における新学習システムの推進 小・中学校における新学習システムの推進 「兵庫型教科担任制」の推進 「兵庫型教科担任制」の推進 ひょうご学力向上推進プロジェクト スーパーティーチャー派遣事業 確かな学力の育成に係る実践的調査研究 学力と学習意欲向上のための教育課程推進事業 ひょうごがんばりタイム - 放課後における補充学習等推進事業 - (H26新) 高校学力向上推進プロジェクト 高大接続推進事業 (H26新) 土曜日の有効活用モデル推進事業 (H26新) 特色ある教育課程の推進 インスパイア・ハイスクール事業～魅力・特色づくりの充実～ 拠点工業高校によるものづくり技術・技能習得事業 (H26新) 「ひょうご匠の技」探求事業 「ひょうごの達人」招聘事業 香住高等学校新実習船「但州丸」の新船建造 県立学校就職開拓支援事業 地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業 (H26新) 私立専修学校に対する補助 ものづくり体験館体験事業 農業大学校	学事課 義務教育課 学事課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 社会教育課 教育課 能力開発課 農業改良課
		施策2 「ことばの力」の育成	ひょうご学力向上推進プロジェクト事業【再掲】 中学校国語魅力ある授業創造研修 言語活動の充実に関する教科別実践研究会 (H26新) 高等学校「ことばの力」充実事業 ひょうご子どもの読書活動の推進	義務教育課 義務教育課 高校教育課 高校教育課 社会教育課
		施策3 理数教育の充実	小学校算数魅力ある授業づくり実践研究 (H26新) 小学校算数の授業改善の促進 (H26新) サイエンス・トライやる事業 理数教育アクションプラン 人と自然の博物館の博学連携事業	義務教育課 義務教育課 義務教育課 高校教育課 社会教育課
		施策4 情報教育の充実	ひょうごの「教育の情報化」推進事業 (H26新) ICTスクール整備事業 教育情報ネットワークの運用 情報教育専門推進員の配置	教育企画課 教育企画課 教育企画課 教育企画課

基本的方向 2 「豊かな心」の育成	施策1 発達段階に応じた体験活動の推進【再掲】	環境体験事業【再掲】 自然学校の推進【再掲】 グリーンスクール表彰【再掲】 地域に学ぶ「トライやる・ワーク」の推進【再掲】 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～【再掲】 地域に活かす「トライやる」アクション【再掲】 南但馬自然学校の運営【再掲】 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～【再掲】 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～【再掲】 福祉教育の推進【再掲】 高校生・ふれあい育児体験【再掲】 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業（H26新）【再掲】 キャリア教育・就労支援推進事業（H26新） 私立中学校社会体験活動推進事業費補助【再掲】 ひょうごエコっこ育成事業（H26新）【再掲】 ものづくり体験館体験事業【再掲】	義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 義務教育課 特別支援教育課 特別支援教育課 環境政策課 能力開発課
	施策2 道徳教育の充実	道徳教育推進事業 兵庫版道徳教育副読本の配布	義務教育課 義務教育課
	施策3 人権教育の充実	人権教育資料の活用と普及 人権教育研究指定校事業 地域に学ぶ人権学習推進事業 子ども多文化共生教育支援事業 帰国・外国人児童生徒支援事業 いじめ対策教育の推進 男女共同参画社会づくりの推進 心の輪を広げる障害者理解促進事業 私立学校における人権教育の推進 外国人学校振興費補助事業	人権教育課 人権教育課 人権教育課 人権教育課 人権教育課 義務教育課 男女家庭課 障害福祉課 教育課 教育課
	施策4 環境教育の推進	環境体験事業【再掲】 自然学校【再掲】 グリーンスクール表彰【再掲】 私立小学校環境体験活動事業費補助【再掲】 ひょうごエコっこ育成事業（H26新）【再掲】 ひょうごの環境学習の総合的推進事業 ひょうごエコプラザコーディネーター設置事業 ひょうご環境体験館運営事業 県立いえしま自然体験センターの運営	義務教育課 義務教育課 義務教育課 教育課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 青少年課
	施策5 「兵庫の防災教育」の推進	兵庫の防災教育の推進 東日本大震災の被災地支援等の推進 阪神・淡路大震災20年事業「震災20年防災教育フォーラム-命を守り絆を育む「兵庫の防災教育」の展開-」の開催（H26新） 防災教育専門推進員の配置 防災教育研修会 防災教育推進指導員養成講座 各学校における災害対応マニュアルの不断の見直し	教育企画課 教育企画課 教育企画課 教育企画課 教育企画課 教育企画課
基本的方向 3 「健やかな体」の育成	施策1 体力・運動能力の向上	「体力アップひょうご」サポート事業 いきいき運動部活動支援事業（H26新） 近畿中学校総合体育大会の開催（H26新） H27 全国高等学校総合体育大会の開催準備（H26新） 幼稚園・小学校教員体育実技指導力向上事業 学校体育実技指導者講習会 武道・ダンス指導者講習会 学校体育実技武道（柔道・剣道）認定講習会	体育保健課 体育保健課 体育保健課 体育保健課 体育保健課 体育保健課 体育保健課
	施策2 食育の推進	学校教育活動全体で行う食育の推進 県産農林水産物学校給食利用促進事業	体育保健課 総合農政課
	施策3 健康教育・安全教育の推進	スクールヘルスリーダー派遣事業 学校保健課題解決支援事業 児童生徒の健康診断等 交通安全教室等の実施	体育保健課 体育保健課 体育保健課 体育保健課
基本的方向 4 幼児期の教育の充実	施策1 認定こども園・幼稚園・保育所における取組の充実	幼児教育質の向上支援事業（H26新） 私立幼稚園教員子育て支援研修事業 私立幼稚園親子学級開設費補助事業 私立幼稚園経常費補助事業 私立幼稚園乳幼児子育て応援事業 わくわく幼稚園開設事業 わくわく保育所開設事業 3歳児保育の充実支援 保育所乳幼児子育て応援事業 待機児童対策 認定こども園運営費補助事業（県単独補助） 認定こども園運営費補助事業（安心こども基金補助） 認定こども園整備事業 認定こども園整備等促進事業 ひこどもの館の新展開（H26新） まちの子育てひろば事業 ようごエコっこ育成事業（H26新）【再掲】 私立幼稚園教員子育て支援研修補助事業	教育課 教育課 教育課 教育課 教育課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 児童課 少年対策課 少年対策課 環境政策課 教育課

		青少年補導活動等推進事業 ひょうご青少年社会貢献認定制度の推進 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業 (H26 新) 「ふるさとづくり青年隊」事業 こころ豊かな人づくり500人委員育成事業 消費者教育推進計画「ひょうご消費者学習プラン(仮称)」の策定 大学生向け消費者教育モデル講座の実施 社会人のための法律力アップ講座の実施 高齢者の生きがいづくりのための学習機会の提供(いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学) ふるさとひょうご創生塾の開設 生涯学習リーダーバンクの運営 県民交流広場事業 コミュニティ応援隊の派遣 「学びの農」実践活動促進事業 ひょうごグリーンサポートクラブの推進	青少年課 青少年課 青少年課 青少年課 消費生活課 消費生活課 消費生活課 県民生活課 県民生活課 県民生活課 協働推進室 協働推進室 総合農政課 環境政策課
		社会教育指導者の派遣及び研修の実施 社会教育関係職員等研修 生涯学習情報コーナーの運営 生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」	社会教育課 社会教育課 県民生活課 県民生活課
基本的方向 2 文化財 の保存・活 用	施策1 文 化財の保存 と継承	文化財の指定及び登録 指定文化財の保存整理 埋蔵文化財の保存調査 県立歴史博物館 県立考古博物館	文化財課 文化財課 文化財課 文化財課
	施策2 歴史文化 遺産をいかした 学びや地域づくり の推進	文化遺産を活かした地域活性化の推進 考古学者養成事業 黒田官兵衛・播磨国風土記関連文化財を活かした地域再発見事業	文化財課 文化財課 文化財課
基本的方向 3 「スポー ツ立県ひょう ご」の実現	施策1 「す る・みる・さ さえる」スポ ーツ環境づ くりの推進	神戸マラソンの開催 スポーツひょうご推進事業 「スポーツクラブ 21 ひょうご」と連携した「スポーツ立県ひょうご」創 造事業 「スポーツクラブ 21 ひょうご」の一層の活性化促進 「関西マスターズスポーツフェスティバル」の開催 (H26 新) 「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の開催準備 (H26 新) 兵庫県民体育大会、ひょうご生涯スポーツ大会 第2期新兵庫県競技力向上事業～世界にはばたけ兵庫プロジェクト～ 「はばタン スポーツ基金」活用事業 「はばタン スポーツ基金」活用事業 兵庫県高等学校野球台湾交流事業 (H26 新) 県立体育施設の運営 障害者スポーツの振興 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催 県立障害者スポーツ交流館等の運営	スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 障害者支援課 体育保健課 体育保健課 障害者支援課 障害者支援課 障害者支援課